

商法施行規則による 株式会社の 各種書類のひな型

(改訂版)

2004年3月31日

社団法人 日本経済団体連合会

経済法規委員会企画部会

「商法施行規則による株式会社の各種書類のひな型」(改訂版)公表にあたって

日本経団連では、1981(昭和56)年の商法改正に伴う法務省令に対応していわゆる「経団連ひな型」を作成(1988年改訂)しておりますが、2003年に商法施行規則の改正を契機に、これを全面的に見直し、「商法施行規則による株式会社の各種書類のひな型(日本経団連ひな型)」として関係各位へのご参考に供しております。

そして今般、昨年9月25日の改正商法及び商法施行規則の施行、本年初めて決算期を迎えた委員会等設置会社の作成書類、並びに本年4月決算期より導入されます連結計算書類に関する規定に的確に対応するとともに、従前のひな型に関する利用者の皆様からのご指摘を踏まえまして、内容を刷新いたしました。

本ひな型は、法務省、太田洋先生はじめ西村ときわ法律事務所の先生方、斎藤昇先生はじめあずさ監査法人の先生方、東京株式懇話会はじめ法律・会計関係の実務家団体の皆様のご助言・ご協力とわが国を代表する企業の専門家である日本経団連経済法規委員会の企画部会ならびに企業会計部会委員による検討結果を踏まえて作成したものです。ご指導いただきました各位に改めて御礼申し上げます。

なお、本ひな型は、経済界全体としての統一的なフォームを定めたものではありません。各社各位がそれぞれの事情に応じて、創意工夫によって各種書類を作成される際に、本ひな型を参考資料のひとつとして活用いただければ幸甚に存じます。

社団法人 日本経済団体連合会
経済法規委員会 企画部会長
西川元啓

商法施行規則による株式会社の各種書類のひな型

目次

【計算書類等の記載にあたっての基本方針】	1
【連結計算書類作成会社に関する取り扱い】	1
【本ひな型の適用時期】	3
【用語の定義】	3
営業報告書	5
第1 営業報告書の構成	5
第2 各記載事項の記載方法	7
1. 営業の概況	7
【計算書類作成会社の状況について記載する場合】	
計1-1. 営業の経過及び成果	
計1-2. 設備投資の状況	
計1-3. 資金調達の状況	
計1-4. 業績及び財産の状況の推移並びにその説明	
計1-5. 対処すべき課題	
【企業集団の状況について記載する場合】	
企1-1. 企業集団の営業の経過及び成果	
企1-2. 企業集団の設備投資の状況	
企1-3. 企業集団の資金調達の状況	
企1-4. 企業集団及び当社の業績及び財産の状況の推移並びにその説明	
企1-5. 企業集団が対処すべき課題	
2. 会社の概況	13
2-1. 主要な事業内容【企業集団の主要な事業セグメント】	
2-2. 主要な営業所及び工場【企業集団の主要拠点等】	
2-3. 従業員の状況【企業集団の従業員の状況】	
2-4. 株式の状況	
2-5. 大株主	
2-6. 自己株式の取得、処分等及び保有	
2-7. 新株予約権に関する事項	
2-8. 重要な企業結合の状況	
(1) 親会社との関係	
(2) 重要な子会社（連結特例規定適用会社にあつては、重要な子法人等）の状況	
(3) その他の重要な企業結合の状況、企業結合の経過及び成果	

2-9. 主要な借入先	
2-10. 役員	
2-11. 取締役等に支払った報酬等(定款に取締役等の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いた場合)	
2-12. 監査委員会の職務遂行のために必要な事項(特例会社のみ)	
2-13. 取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針(特例会社のみ)	
2-14. 会計監査人に対する報酬等(連結特例規定適用会社のみ)	
3. 決算期後に生じた会社【企業集団】の状況に関する重要な事実	30
4. その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事項	30

附属明細書 31

第1 共通的記載事項(すべての株式会社が附属明細書に記載すべき事項)	31
1. 資本金、資本剰余金並びに利益準備金及び任意積立金の増減	
2. 社債、社債以外の長期借入金及び短期借入金の増減	
3. 固定資産(投資その他の資産については長期前払費用に限る。)の取得及び処分並びに減価償却費の明細	
4. 資産につき設定している担保権の明細	
5. 保証債務の明細	
6. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法(貸借対照表に注記したものを除く。)	
7. 支配株主に対する債権及び債務の明細	
8. 各子会社が有する計算書類作成会社の株式の数	
9. 子会社に対する出資及び債権の明細	
10. 取締役、監査役(特例会社の場合は執行役)または支配株主との間の取引等の明細	
11. 取締役等に支払った報酬等(定款に取締役等の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いていない場合)	
第2 通則的事項	39
1. 会計方針の変更の理由	
2. その他の事項	
第3 小株式会社以外の株式会社の特例	39
1. 担保として取得している自己株式及び親会社株式の明細	
2. リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細	
3. 株式の相互保有状況の明細	
4. 子会社との間の取引の明細並びに各子会社に対する債権及び債務の増減	
5. 取締役及び監査役(特例会社の場合は執行役)の兼務の状況の明細	
6. 販売費及び一般管理費の明細	

- 4 . 議案及び賛否の表示方法(C)
- 5 . 議決権数(D)
- 6 . 押印欄(E)
- 7 . お願い等(F)

監査役会監査報告書

79

- 1 . 監査報告書
- 2 . 連結計算書類に係る監査報告書

特例会社監査報告書

82

- 1 . 監査報告書
- 2 . 連結計算書類に係る監査報告書

商法施行規則による株式会社の各種書類のひな型 (改訂版)

2004年3月31日
(社)日本経済団体連合会
経済法規委員会企画部会

【計算書類等の記載にあたっての基本方針】

1. 計算書類等の記載にあたっては、株主の理解と判断に資するため、当該会社の業種・業態、コスト・ベネフィット、企業機密等を考慮しつつ、会社の概況または会社の財産もしくは損益の状態を正しく、かつ簡潔明瞭に示すよう創意・工夫に努める。
2. 法定された記載事項であっても、当該会社にとって特段記載すべき事項がない場合には、記載を要しない。
3. 記載すべき事項については、それぞれの項目ごとに一つひとつ列挙することは必要ではなく、各書類のいずれかの部分において記載されていれば足りる。特に営業報告書においては、関連事項を同一文章に一括して説明することの方が、株主の理解のためにも有益な場合があろう。

【連結計算書類作成会社に関する取り扱い】

1. 商法施行規則第105条第2項、第3項に基づき、連結計算書類作成会社の営業報告書には、当該連結計算書類作成会社及びその子法人等から成る企業集団(以下「企業集団」という。)の状況に関する下記の事項すべてを記載することにより、計算書類提出会社の当該事項を省略することができる。
 - (1) 企業集団の主要な事業内容、営業所及び工場、従業員の状況その他の企業集団の現況
 - (2) その連結会計年度における営業の経過及び成果(資金調達の状況及び設備投資の状況を含む。)
 - (3) 過去3年間以上の企業集団の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれ

についての説明

(4)企業集団が対処すべき課題

(5)決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

ただし、(3)の事項については、当該連結計算書類作成会社に関する事項をも記載しなければならない。

2. 商法施行規則第 107 条第 3 項、同 108 条第 5 項に基づき、連結計算書類作成会社の附属明細書には、下記の事項の記載を要しない。

(1)子会社に対する出資及び債権の明細

(2)子会社との間の取引の明細並びに各子会社に対する債権及び債務の増減

3. 商法施行規則第 156 条第 2 項に基づき、連結計算書類作成会社が、連結貸借対照表または連結損益計算書(以下「連結貸借対照表等」という。)に注記すべき事項について営業報告書に記載した場合には、連結貸借対照表等への注記を省略することができる。

4. 商法施行規則第 179 条第 1 項に基づき、連結財務諸表規則第 87 条または連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 11 号)附則第 3 項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた連結財務諸表提出会社の作成すべき連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載すべき事項及びその記載方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

すなわち、証券取引法会計において米国 S E C 基準での連結財務諸表の提出を特例として認められている会社については、商法上の連結計算書類においても同様の対応が認められる。

【本ひな型の適用時期】

本ひな型は、2003(平成15)年9月25日以降に終了する営業年度に係る計算書類に適用する。ただし、連結計算書類に関する規定(大会社連結特例規定及び委員会等設置会社連結特例規定)については、2003(平成15)年4月1日より後の最初に到来する決算期に関する定時総会の終結時までには適用されない(早期適用は不可。)。

【用語の定義】

本ひな型では、商法施行規則の規定に準じて、以下の定義に従い記述を行うが、実際の各種書類においては、株主にとって分かりやすい表現を工夫する。

例:計算書類作成会社 当社、 社 企業集団 当社グループ、 社グループ 等

大株式会社:商法特例法第20条第1項に規定する大会社特例規定の全部の適用がある株式会社

大会社特例規定:商法特例法第2条第1項及び第3条から第19条の3までの規定

特例会社: 商法特例法第21条第1項に規定する委員会等設置会社特例規定の適用がある株式会社

委員会等設置会社特例規定:商法特例法第21条の5から第21条の36までの規定

みなし大株式会社:商法特例法第20条第2項に規定するみなし大会社特例規定の適用がある株式会社であって、大株式会社及び特例会社でないもの

みなし大会社特例規定: 商法特例法第4条第2項第2号並びに第7条第3項及び第5項中連結子会社に関する部分、第18条第4項、第19条の2並びに第19条の3の規定以外の大会社特例規定

大株式会社等:大株式会社、特例会社及びみなし大株式会社

小株式会社:商法特例法第26条第1項に規定する小会社特例規定の適用がある株式会社

小会社特例規定: 商法特例法第22条から第25条までの規定

中株式会社: 計算書類作成会社のうち、大株式会社等または小株式会社以外

の株式会社

計算書類作成会社：商法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げるものを作成する株式会社または有限会社

連結特例規定適用会社：商法特例法第 20 条第 2 項に規定する大会社連結特例規定または商法特例法第 21 条の 37 第 2 項に規定する委員会等設置会社連結特例規定の適用がある株式会社

大会社連結特例規定：商法特例法第 4 条第 2 項第 2 号並びに第 7 条第 3 項及び第 5 項中連結子会社に関する部分、第 18 条第 4 項、第 19 条の 2 並びに第 19 条の 3 の規定

委員会等設置会社連結特例規定：商法特例法第 21 条の 8 第 7 項(連結子会社に関する部分に限る。)、第 21 条の 10 第 2 項(連結子会社に関する部分に限る。)及び第 21 条の 32 の規定

連結計算書類作成会社：商法施行規則第 143 条第 1 項に規定するものを作成すべき株式会社

子法人等：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第 8 条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により計算書類作成会社の子会社とされるもの

子会社：商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により計算書類作成会社の子会社とされる株式会社または有限会社

親会社：商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により計算書類作成会社の親会社とされる株式会社

関係会社：財務諸表等規則第 8 条第 8 項の規定により計算書類作成会社の関係会社とされるもの

連結子法人等：連結の範囲に含まれる子法人等

連結会社：連結計算書類作成会社及び連結子法人等

連結子会社：株式会社の子法人等のうち子会社以外のもの(財務諸表等規則上の子会社から商法上の子会社を除いたもの)

関連会社：財務諸表等規則第 8 条第 5 項及び第 6 項の規定により連結計算書類作成会社の関連会社とされるもの

その他：商法施行規則第 2 条参照

営業報告書

第1 営業報告書の構成

営業報告書の構成は、当該会社の業種・業態によっても異なるが、一例として次のようなものが考えられる(従来「会社」と記載されていた箇所は「計算書類作成会社」と改められたが、特に断らない限り「計算書類作成会社」を以下単に「会社」ということがある。)。

1. 営業の概況

【計算書類作成会社の状況について記載する場合】

- 計 1-1. 営業の経過及び成果
- 計 1-2. 設備投資の状況
- 計 1-3. 資金調達の状況
- 計 1-4. 業績及び財産の状況の推移並びにその説明
- 計 1-5. 対処すべき課題

【企業集団の状況について記載する場合】

- 企 1-1. 企業集団の営業の経過及び成果
- 企 1-2. 企業集団の設備投資の状況
- 企 1-3. 企業集団の資金調達の状況
- 企 1-4. 企業集団及び当社の業績及び財産の状況の推移並びにその説明
- 企 1-5. 企業集団が対処すべき課題

2. 会社の概況(注：【 】内は企業集団の状況について記載する場合)

- 2-1. 主要な事業内容【企業集団の主要な事業セグメント】
- 2-2. 主要な営業所及び工場【企業集団の主要拠点等】
- 2-3. 従業員の状況【企業集団の従業員の状況】
- 2-4. 株式の状況
- 2-5. 大株主等
- 2-6. 自己株式の取得、処分等及び保有
- 2-7. 新株予約権に関する事項
- 2-8. 重要な企業結合の状況
 - (1) 親会社との関係
 - (2) 重要な子会社(連結特例規定適用会社にあつては、重要な子法人等)の状況
 - (3) その他の重要な企業結合の状況、企業結合の経過及び成果
- 2-9. 主要な借入先
- 2-10. 役員

- 2-11.取締役等に支払った報酬等(定款に取締役等の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いた場合)
 - 2-12.監査委員会の職務遂行のために必要な事項(特例会社のみ)
 - 2-13.取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針(特例会社のみ)
 - 2-14.会計監査人に対する報酬等(連結特例規定適用会社のみ)
3. 決算期後に生じた会社【企業集団】の状況に関する重要な事実
(注:【 】内は企業集団の状況について記載する場合)
4. その他会社の状況に関する重要な事項

第2 各記載事項の記載方法

1. 営業の概況

【計算書類作成会社の状況について記載する場合】

計1-1. 営業の経過及び成果

[記載方法の説明]

企業をめぐる経済環境、業界の状況、その中での会社の生産、仕入れ及び販売等の状況、売上高、当期純損益等を記載する。場合によっては生産高・生産能力及び稼働率を記載することも考えられる。

営業の部門が分かれている場合には、部門別の売上高・受注高（長期契約や受注に依存している場合）または生産高等の状況を記載する。ただし、記載が困難な事項についてはこの限りではない。また、営業部門別の損益の状況は記載する必要はない。

そのほか、その営業年度において起こった重要な経営上の出来事、すなわち合併等の重要な組織再編、経営上の重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産の取得・処分等も、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。

計1-2. 設備投資の状況

[記載方法の説明]

全社的にみて生産能力の大幅な増強につながる設備投資（重要な設備投資計画を含む。）があれば、その旨を記載する。すなわち、

当期中に完成した主要設備（新設、大規模な拡充・改修）

当期継続中の主要設備の新設・拡充・改修

生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による滅失

を記載する。なお、上記及び に関し、生産能力がどれほど増加するかを記載することも考えられる。

営業部門が分かれている場合には、各部門の営業の経過及び成果の説明の

中に設備投資の状況を記載するか、設備投資の状況の項目の中にまとめて記載し、それぞれがどの営業部門に属するかを明示する。ただし、記載が困難な事項については、この限りではない。なお、営業部門が設備の名称によって明らかな場合はどの営業部門に属するかを明示する必要はない。

[記載例]

当期中に完成した主要設備

工場（ 部門） 設備の新設

当期継続中の主要設備の新設・拡充

工場（ 部門） 設備の新設

計 1-3. 資金調達状況

[記載方法の説明]

当営業年度中に経常的な資金調達ではない増資、社債発行その他の重要な借入れ等があった場合に、その内容を簡潔に記載する。

営業部門が分かれている場合には、部門別に記載する。ただし、記載が困難な事項については、この限りではない。

[記載例]

月には、公募により 万株の時価発行（発行価額 1 株につき円）をいたしました。

計 1-4. 業績及び財産の状況の推移並びにその説明

[記載方法の説明]

「業績」については、過去 3 年間以上の 受注高（長期契約または受注によっている場合）、売上高、当期純利益、一株当たり当期純利益等の推移を表（記載例参照）またはグラフにより当期分も含め、4 期比較で表示する。

「財産の状況」については、総資産または純資産の推移を記載する。ただし、重要な変動がない場合には当期分のみを記載し、推移の記載を要しない。

「その説明」は、営業成績が著しく変動し、その要因が明らかなきに限り、主要な要因を概略説明する。ただし、例えば、売上金額等が順調に推移

している場合など、著しい変動がない場合等には記載する必要がない。

重要な変動があるために、総資産または純資産についての推移を記載する場合には、変動の要因についても簡潔に説明する。

[記載例]

(業績の推移)

区 分	第 期	第 期	第 期	第 期 (当期)
受注高(注(2))(億円(注(3)))				
売上高(億円)				
当期純利益(億円)				
一株当たり当期純利益(円)				
総資産または純資産(億円)				

(記載上の注意)

- (1)記載項目に著しい変動があり、その要因が明らかな場合には、主要な要因を簡潔に注記する。
- (2)受注高は長期契約または受注に依存している会社について記載する。
- (3)金額単位については、一株当たり当期純利益を除き、公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨(インターネットにより公開される場合ではない場合)に準ずる(大株式会社等の場合は億円単位、その他の会社の場合は百万円単位。)

計 1-5. 対処すべき課題

[記載方法の説明]

事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を営業の経過及び成果の記載との関連において記載する。

なお、「対処すべき課題」には、社会的・経済的制度にかかわるもの及び長期的視点にたったの課題は含めなくてもよい。

記載すべき特段の課題のない場合は記載する必要はない。

【企業集団の状況について記載する場合】

連結計算書類作成会社においては、計算書類作成会社の該当事項に代えて、企業集団の状況に関する事項を記載することができる。

企 1-1. 企業集団の営業の経過及び成果

[記載方法の説明]

企業集団をめぐる経済環境、業界の状況、その中での企業集団の生産、仕入れ及び販売等の状況、売上高、当期純損益等を記載する。場合によっては企業集団の生産高・生産能力及び稼働率を記載することも考えられる。

複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別の受注高(長期契約や受注に依存している場合)・売上高等の状況を記載する。ただし、記載が困難な事項については、この限りではない。事業セグメント別の損益の状況は記載する必要はない。

そのほか、当連結会計年度中に起こった重要な経営上の出来事、すなわち合併等の重要な組織再編、経営上の重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産の取得・処分等も、その重要性に応じた分量で記載することが考えられる。

企 1-2. 企業集団の設備投資の状況

[記載方法の説明]

企業集団全体で、生産能力の大幅な増強につながる設備投資(重要な設備投資計画を含む。)があれば、その内容等を簡潔に記載する。すなわち、

当連結会計年度に完成した主要設備(新設、大規模な拡充・改修)

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

企業集団の生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去
または災害等による滅失

を記載する。なお、上記 及び に関し、生産能力がどれほど増加するかを記載することも考えられる。

複数の事業セグメントを有している場合には、各事業セグメントの企業集団の営業の経過及び成果の説明の中に設備投資の状況を記載するか、企業集団の設備投資の状況の項目の中にまとめて記載し、それぞれがどの事業セグメントに属するかを明示する。ただし、その記載が困難な事項についてはこの限りではない。

[記載例]

当連結会計年度に完成した主要設備	
当社 工場(セグメント)	設備の新設
当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充	
株式会社 工場(セグメント)	設備の新設

企 1-3. 企業集団の資金調達状況

[記載方法の説明]

当連結会計年度中に経常的な資金調達ではない増資、社債発行、その他の重要な借入れ等があった場合に、その内容を簡潔に記載する。

連結会社(商法施行規則第2条第1項第26号)としてグループ全体で外部から資金を調達している場合には、その内容を記載すればよい。

[記載例]

年 月には、当社において、公募により 万株の時価発行(発行価額1株につき 円)をいたしました。同年 月には、社において、無担保普通社債の発行をいたしました。

企 1-4. 企業集団及び当社の業績及び財産の状況の推移並びにその説明

[記載方法の説明]

「業績」については、企業集団及び当社ごとに過去3年間以上の 受注高(長期契約または受注によっている場合。記載が困難な場合は省略可)、 売上高、 当期純利益、 一株当たり当期純利益等の推移を表(記載例参照)またはグラフにより当期分も含め、4期比較で表示する。

「財産の状況」については、総資産または純資産の推移を記載する。ただし、重要な変動がない場合には推移の記載を要しない。

「その説明」は、営業成績が著しく変動し、その要因が明らかなときに限って、主要な要因を概略説明する。例えば、売上金額等が順調に推移している場合など、著しい変動がない場合等には記載する必要がない。

重要な変動があるために、総資産または純資産についての推移を記載する場合には、変動の要因についても簡潔に説明する。

なお、企業集団の営業成績及び財産の状況の推移を記載する場合においても、計算書類作成会社の営業成績及び財産の状況の推移を省略することはできない。

[記載例]

(連結業績の推移[あるいは「企業集団の業績の推移」])

区 分	第 期 度	第 期 度	第 期 度	第 期 (当連結会計年度)
受注高 ^{(注(2))} (億円 ^{(注(3))})				
売上高(億円)				
当期純利益(億円)				
一株当たり当期純利益(円)				
総資産または純資産(億円)				

(単独業績の推移[あるいは「計算書類作成会社の業績の推移」])

区 分	第 期 度	第 期 度	第 期 度	第 期 (当期)
受注高 ^{(注(2))} (億円 ^{(注(3))})				
売上高(億円)				
当期純利益(億円)				
一株当たり当期純利益(円)				
総資産または純資産(億円)				

(記載上の注意)

- (1) 記載項目に著しい変動があり、その要因が明らかな場合には、主要な要因を簡潔に注記する。
- (2) 受注高は長期契約または受注に依存している会社について記載する。
- (3) 金額単位については、一株当たり当期純利益を除き、公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨(インターネットにより公開される場合ではない場合)に準ずる(大株式会社等の場合は億円単位、その他の会社の場合は百万円単位)。

計 1-5. 企業集団が対処すべき課題

[記載方法の説明]

企業集団の事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を営業の経過及び成果の記載との関連において記載する。

なお、「対処すべき課題」には、社会的・経済的制度にかかわるもの及び長期的視点にたったの課題は含めなくてもよい。

記載すべき特段の課題のない企業集団は記載する必要はない。

2. 会社の概況

連結計算書類作成会社においては、計算書類作成会社の 2-1. ~ 2-3. の事項に代えて、企業集団の状況に関する 2-1. ~ 2-3 の事項を記載することができる。

2-1. 主要な事業内容

(【企業集団の状況について記載する場合】は「企業集団の主要な事業セグメント」)

[記載方法の説明]

【計算書類作成会社の状況について記載する場合】

営業の部門が分かれている場合には主要な営業部門名を記載する。各部門について営業の経過及び成果を記載することとされているため、「主要な事業内容」について別の項目を立てて重複記載する必要はない。

営業の部門が分かれていないときは、主要な製品またはサービスを記載することになるが、これは「営業の経過及び成果」の中で記載してもよい。

【企業集団の状況について記載する場合】

複数の事業セグメントを有している場合には主要な事業セグメント名を記載する。各セグメントについて営業の経過及び成果を記載することとされているため、「主要な事業セグメント」について別の項目を立てて重複記載する必要はない。

2-2. 主要な営業所及び工場

(【企業集団の状況について記載する場合】は「**企業集団の主要拠点等**」)

[記載方法の説明]

【計算書類作成会社の状況について記載する場合】

主要な営業所及び工場の名称及びその所在地を記載する。所在地の記載は都道府県名までとする。したがって、営業所、工場名に所在地を示す都道府県名または都市名が付せられる場合には、所在地を記載する必要はない。

[記載例]

営業所：大阪、名古屋、九州（福岡）、札幌、中国（広島）、仙台
四国支店(高松)

工場：大阪、粟津、川崎、小山

(記載上の注意)

で実際の名称が営業所でない場合は、四国支店(高松)のように、実際の名称を用いる。

【企業集団の状況について記載する場合】

企業集団の主要拠点(営業所や工場等)や主要な子会社の名称及びその所在地を記載する。所在地の記載は都道府県名までとし、海外展開している場合には、その所在する国名までとする。したがって、営業所、工場名に所在地を示す都道府県名または都市名、海外展開している場合においては国名が付せられるときには、所在地は記載する必要はない。

[記載例]

営業所：東京、大阪、アメリカ

生産拠点： Inc.(カナダ)、ドイツ GmbH、 有限公司(中国)

2-3. 従業員の状況

(【企業集団の状況について記載する場合】は「**企業集団の従業員の状況**」)

[記載方法の説明]

【計算書類作成会社の状況について記載する場合】

営業年度末における従業員数(就業者数でも可)及び前期末比増減を記載する。

その他、平均年齢、平均勤続年数、平均給与、定年制等を記載することも考えられる。これらはすべて全社的なものとし、事業所別に記載する必要はない。

子会社等への出向者がある場合には、出向者数を注記することが考えられる(内数または外数)。

従業員の構成その他の状況に重要な変動がある場合には、その旨も併せて記載する。

[記載例]

従業員の状況

従業員数	名	(前期末比	名増)
平均年齢	歳	平均勤続年数	年

【企業集団の状況について記載する場合】

事業セグメント別、あるいは国内・海外別の従業員数(就業者数で可)などを記載する。その他【計算書類作成会社の状況について記載する場合】と同様の項目について記載することも考えられる。

2-4. 株式の状況

[記載方法の説明]

最低限度の記載としては営業年度末の発行済株式総数ということになるが、種類株式を発行している会社にあっては、株式の種類ごとに営業年度末の株式の内容及び株式数を記載することになる。

発行済株式総数に加え、営業年度末の会社が発行する株式の総数、一単元の株式数、株主数及び当期末の総株主の議決権の個数を記載することも考えられる。

また、「2-5.大株主」「2-6.自己株式の取得、処分等及び保有」「2-7.新株予約権に関する事項」を併せて記載することが株主にとって便利であろう。

[記載例]

会社が発行する株式の総数 百万株
 発行済株式の総数 百万株
 当期末株主数 名
 大株主（「2-5.」参照）
 自己株式の取得、処分等及び保有（「2-6.」参照）
 新株予約権に関する事項（「2-7.」参照）

2-5.大株主

[記載方法の説明]

大株主上位7～10名の持株数・議決権比率及び当該大株主への出資状況（持株数・議決権比率）を記載する。

[記載例]

株主名	当社への出資状況		当社の 当該株主への出資状況	
	持株数 (千株)	議決権比率 (%)	持株数 (千株)	議決権比率 (%)

(記載上の注意)

自己株式や証券保管振替機構名義の失念株のように議決権を有しない株式が「大株主」に登場する場合、ここでいう「大株主」としては記載せず、上記表の枠外にそれらの株式について注記する方法もある。

2-6. 自己株式の取得、処分等及び保有

[記載方法の説明]

(1) 商法施行規則第 103 条第 1 項第 9 号に基づき、以下のように記載する(イ～へは同条項同号の記号に対応している。)。

(イ) 営業年度中に自己株式を取得した場合には、株式の種類、数、取得価額の総額を記載する。

(ロ) 譲渡制限会社が先買権者としての指定を受けて特定の者から買い受けた場合、及び、商法第 210 条第 1 項の決議に基づき特定の者から買い受けた場合には、売主の氏名または名称もしくは商号についても記載する。

(ハ) 営業年度中に定款授權に基づく取締役会決議により自己株式を買い受けた場合には、その自己株式の買受けを必要とした理由、株式の種類、数及び取得価額の総額を記載する。ただし、営業年度中前営業年度に係る定時総会の終結前までに買い受けた自己株式は、他の取得事由によるものと併せて、上記(イ)に掲げる事項を記載すれば足りる。

(ニ) 営業年度中に、自己株式を処分した場合には、株式の種類、数、処分価額の総額を記載する。

(ホ) 営業年度中に、自己株式の失効の手続をした場合には、株式の種類、数を記載する。

(ヘ) 営業年度末に自己株式を保有する場合には、株式の種類、数を記載する。

(2) 最終の決算期後、当該決算期に係る計算書類を会計監査人、監査役に提出するための取締役会開催時(特例会社の場合、執行役が会計監査人、監査委員会へ提出する時)までに取得した自己株式については商法施行規則第 103 条第 1 項第 11 号に基づき、その株式数や取得金額等に鑑みて、重要性がある場合には後発事象として記載する。

[記載例]

自己株式の区分	株式の種類	株数	取得または処分価額の総額
取得した株式(注1.)	普通株式	株	円
取得した株式のうち定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた株式(注2.)	普通株式	株	円
処分した株式	普通株式	株	円
失効手続をした株式	普通株式	株	
決算期における保有株式	普通株式	株	

注1. 取得した株式のうち特定の者から買い受けたものの売主は 株式会社及び 氏であります。

注2. 前営業年度に係る定時総会終結後、当営業年度中に定款授權に基づく取締役会決議により自己株式の買受けを必要とした理由は、 であります。

(記載上の注意)

- (1)注1. は、商法第204条ノ3第1項(同法第204条ノ5第1項において準用する場合を含む。)の請求があった場合、または、同法第210条第1項の決議に基づき特定の者から買い受けた場合に記載する。
- (2)最終の決算期後当該決算期に係る計算書類を会計監査人、監査役に提出するための取締役会開催時までに取得した自己株式については、その株式数や取得金額等に鑑みて、重要性がある場合には記載する(「決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」として、商法施行規則第103条第1項第11号に掲げる事項として記載する。)

2-7. 新株予約権に関する事項

[記載方法の説明]

現に発行されている新株予約権につき、新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数並びに発行価額を記載する。ただし、目的となる株式の種類及び発行価額が同じものについては、まとめて記載することができる。この場合には、株主に対して持分の希薄化の可能性・規模を開示する趣旨に鑑み、発行時ごとに記載する必要はない。

新株引受権方式のストック・オプション、新株引受権附社債の新株引受権部分の残高がある場合には、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第6条第1項及び第7条第1項により、従前通り貸借対照表の注記事項となるため、当該注記事項を参照する旨を注記することが考えられる。転換社債については、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項により、従前通りとされているが、一覽性の観点から本欄

に注記することも考えられる。

その営業年度中に新株予約権が株主以外の者（ の特定使用人等を除く。）に対し特に有利な条件で発行された場合（例：自社の取締役に対するストック・オプションの付与など）には、（イ）新株予約権の割当を受けた者の氏名または名称、（ロ）その者が割当を受けた新株予約権の数、（ハ）目的となる株式の種類及び数、（ニ）発行価額、（ホ）行使の条件、（ヘ）消却の事由及び条件、（ト）有利な条件の内容を記載する。

その営業年度中に新株予約権が以下の特定使用人等（「当社従業員・子会社取締役等」といった適宜の用語を用いることができる。）に対し特に有利な条件で発行された場合には、 と同様の事項を a, b の記載対象者について記載する（a, b を区分して記載する必要はない。）。

（特定使用人等）

- （ ）計算書類作成会社の使用人
- （ ）計算書類作成会社の子会社（連結特例規定適用会社においては、その親会社を除く関係会社。以下同様。）の監査委員を除く取締役及び執行役
- （ ）計算書類作成会社の子会社の監査役及び監査委員
- （ ）計算書類作成会社の子会社の使用人（（ ）または（ ）の兼任者は除く。）

（記載対象者）

- a. 割当てを受けた新株予約権の目的となる株式の数が上位 10 名以上の者。同順位にあるものが複数ある場合において、上位 10 位までに当たる者の数が 10 名を超えるときは、そのうち最下位に当たる者については全員を記載する必要はなく、上位の者の数とあわせて 10 名に足りることとなる人数分の者について記載すれば足りる。
- b. 特定使用人等の中で、a. の記載対象に入らない（ ）、（ ）の者のうち、計算書類作成会社の取締役・執行役または監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた者

その営業年度中に新株予約権が特定使用人等に対し特に有利な条件で発行された場合には、上記（ ）から（ ）までの区分に応じ、新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数、付与した者の総数を記載する。

[記載例]

新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

新株予約権の数	個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	株
発行価額	円

(注：新株引受権方式によるストック・オプション等がある場合には注記することが考えられる。)

当営業年度中に株主以外の者(の当社従業員・子会社(関係会社)取締役等を除く。)に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

(a) 発行価額 無償

(b) 行使の条件 行使期間： 年 月 日～ 年 月 日

行使条件： …。また、 の場合には新株予約権を行使できない。

(c) 消却事由及び条件

当社は の場合には新株予約権を無償で消却できる。

(d) 有利な条件の内容

(e) 目的となる株式の種類 普通株式

氏名または名称	新株予約権の数	目的となる株式数

当営業年度中に当社従業員・子会社(関係会社)取締役等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権(上位 10 名及び当社取締役等の割当て株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた当社子会社(関係会社)の取締役等)

(注：新株予約権の発行価額等については、 の(a)～(e)と同様に記載。同じ内容であれば とまとめて記載してよい。)

氏名	新株予約権の数	目的となる株式数

当営業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

付与対象	人数	新株予約権の総数	目的となる株式数
当社の従業員			
当社の子会社(関係会社)の取締役(監査委員を除く。)及び執行役			
当社の子会社(関係会社)の監査役及び監査委員			
当社の子会社(関係会社)の(当社の子会社(関係会社)の役員を兼任していない)従業員			

注：上記の新株予約権の目的となる株式の種類はいずれも普通株式である。

(記載上の注意)

(d)の「有利な条件の内容」としては、商法第 280 条ノ 21 により決議した内容等を記載する。具体的な記載内容としては「対象者に新株予約権が無償で付与された旨」や「対象者にその公正価値(ブラック・ショールズ式等で算出された理論値)とその発行価額との差額分だけ有利な新株予約権が付与された旨」等が考えられる。

2-8. 重要な企業結合の状況

親会社との関係、重要な子会社（連結特例規定適用会社にあつては、重要な子法人等）の状況その他の重要な企業結合の状況（その経過及び成果を含む。）について、営業報告書における記載と連結貸借対照表等の注記事項である【連結計算書類作成のための基本となる事項】と重複する事項については、後者の記載を省略することができる。

(1) 親会社との関係

[記載方法の説明]

親会社名、親会社の議決権比率(または出資比率)及び親会社との事業上の関係を記載する。

[記載例]

当社の親会社は 株式会社であり、当社の議決権(または株式)の %を保有している。当社は親会社に対し、 の部品を納入している。

(2) 重要な子会社(連結特例規定適用会社にあつては、重要な子法人等)の状況

[記載方法の説明]

重要な子会社（連結特例規定適用会社にあつては、重要な子法人等）について、子会社(子法人等)の名称、主要な事業内容、資本金、当該子会社に対する計算書類作成会社の議決権比率(または出資比率)を記載する。

重要な子会社(子法人等)の選定については、企業集団に重要な影響を及ぼす会社等に関する基準を設定し、当該基準を充足する子会社(子法人等)について継続的に開示する。

(3) その他の重要な企業結合の状況、企業結合の経過及び成果

[記載方法の説明]

重要な関連会社については、上記の子会社(子法人等)に準じて記載することも考えられる。

企業結合の経過については、当営業年度中に親会社の交替(株式移転による持株会社の設立を含む。)、他社との合併、株式交換その他による他社(買収完了後、重要な子会社(子法人等)に該当するような会社)の買収、子会社(子法人等)の設立、またはその計画の公表があった場合に、その旨を記載する。

企業結合の成果については、(イ)連結貸借対照表等ベース(「連結売上高」等の適宜の用語を使用する。)、(ロ)重要な子会社(子法人等)の数値を単純合計したベースのいずれかで、当該事業年度の売上高及び当期純利益を記載する。未確定値を記載せざるをえない場合にはその旨を明示する。さらに数値を記載できない場合には前期と比較した傾向を記載する。

なお、(ロ)において、計算書類作成会社とその重要な子会社(子法人等)の決算期が3カ月超異なる場合には、その子会社(子法人等)の直近決算期の数値を、その旨明記の上、用いる。

ただし、連結貸借対照表等において「連結子法人等との事業年度等に関する事項」を記載する場合には不要である。

また、企1-1.の「企業集団の営業の経過及び成果」と内容が重複する場合には、「『企業集団の営業の経過及び成果』に記載の通りである」旨を記載すれば足りる。

[記載例]

重要な子会社(子法人等)

会社名	資本金	当社の議決権比率または出資比率	主要な事業内容
A社	億円	100%	
B社	億円	100%	
C社	億円	67%	
D社	億円	40%	

企業結合の経過

1. A社は平成 年 月 日付で 社を吸収合併いたしました。
2. B社は平成 年 月 日付で会社分割により、当社の 事業を承継し設立した会社です。

企業結合の成果

(イ)連結ベースで記載する場合

連結売上高は前期×××億円に比し横這い、当期純利益は前期××億円に比し1割程度増加しました(平成 年 月 日現在)。

(ロ)重要な子会社(子法人等)の数値を単純合計したベースで記載する場合

上記の重要な子会社 社の売上高は×××億円、当期純利益は××億円です(平成 年 月 日現在)。なお、これらの数値は、一部の会社について未確定値を用いて算出していますので、最終値はこれらと異なる可能性があります。また、B社については平成 年 月 日の確定決算の数値によっています。

(記載上の注意)

で連結特例規定適用会社が商法施行規則第2条第1項第28号に規定する関連会社で重要なものを有する場合、項目名を「重要な子法人等及び関連会社」とする。その際には、子法人等と関連会社とを区分して記載することが考えられる。

2-9. 主要な借入先

[記載方法の説明]

銀行等からの借入額がその会社の資金調達において重要性を持つ場合に限り、主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する計算書類作成会社の株式を記載する。したがって、実質上無借金会社になっている会社にあつては、資金調達に占める借入金の割合が小さいため、借入先等に関する情報の記載を要しない。借入額に重要性がある場合には、メイン・バンク等と当該銀行等からの借入額、その銀行等に保有されている会社の株式数を記載する。

[記載例]

借入先	借入残高 (億円)	借入先の当社への出資状況	
		持株数 (千株)	議決権比率 (%)

2-10. 役員

[記載方法の説明]

営業年度末における取締役及び監査役(特例会社の場合は取締役及び執行役)の氏名、計算書類作成会社における地位及び担当(代表取締役もしくは代表執行役、または使用人兼務取締役もしくは執行役である旨の記載、業務担当取締役の「担当」といった記載を含む。)、または、主な職業が当該計算書類作成会社のほかにあるときは、その職業を記載する。

また、特例会社にあつては、所属する委員会があれば、その名称、執行役兼務取締役であれば、その旨も記載する。

社外監査役あるいは社外取締役については、その旨を注記することが望ましい。

営業年度中に退任、死亡した役員については、記載例のリストの後に氏名を注記する。

[記載例]

代表取締役会長
代表取締役社長
代表取締役副社長
代表取締役副社長（ 本部長）
専務取締役（ 本部長）
専務取締役（ 本部長）
常務取締役
常務取締役（ 工場長）
取締役（ 会社社長）
取締役（ 工場長）
取締役
取締役（営業部長）
取締役（経理部長）
常任監査役（常勤）
監査役（弁護士）
監査役（ 会社社長）
監査役（常勤）

（地位、担当等は平成 年 月 日現在）

注1．監査役 氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

注2．取締役 氏は、商法第188条第2項第7/2号に定める社外取締役であります。

注3．取締役 氏及び 氏は、平成 年 月 日退任いたしました。

2-11. 取締役等に支払った報酬等（定款に取締役等の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いた場合）

[記載方法の説明]

取締役及び監査役（特例会社の場合は取締役及び執行役）に関して定款において責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いた場合、取締役等の役員に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額を取締役、社外取締役及び監査役（特例会社の場合は取締役、社外取締役及び執行役）ごとに区分して、それぞれの総額を記載する。

また、特例会社にあつては、報酬委員会が定める取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針（「2-13.」参照）も併せて記載することが考えられる。

なお、取締役等の一部のみの責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定

を置いた場合でも、記載例に基づき全ての取締役、社外取締役及び監査役(特例会社においては全ての取締役、社外取締役及び執行役)について記載しなければならない。

[記載例]

(報酬その他の職務遂行の対価[除：商法第 283 条第 1 項の役員賞与・退職慰労金])

区分	人数	当期支払額	摘要
取締役	人	円	使用人分給与・使用人分賞与を含む。別途、金銭でない報酬として社宅の提供あり。
監査役 (または執行役)	人	円	
計	人	円	

(記載上の注意)

- (1) 当期に使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与、使用人兼務執行役の使用人分給与・使用人分賞与の支払があった場合は当期支払額に含めた上で、その旨を摘要欄に記載する。または当期支払額に含めず、当該金額を摘要欄に記載する。執行役兼務取締役がいる場合、それぞれの立場で区分掲記してもよいし、一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示することでも構わない。
- (2) 商法第 269 条第 1 項第 3 号の報酬中金銭でないものについては、金銭的価値を算定して当期支払額に含める。または当期支払額に含めず、当該金額を摘要欄に記載する。算定が困難な場合には摘要欄に簡潔にその内容を記載する。
- (3) 当期支払額に取締役または監査役(もしくは執行役)に報酬その他職務遂行の対価として付与された新株予約権の価額(新株予約権が無償で発行されている場合にはブラック・ショールズ式等により算出された理論値)を含んでいる場合にはその旨を摘要欄に記載する。
- (4) 商法第 269 条第 1 項及び第 279 条第 1 項の承認により支給した役員賞与の支払いがあった場合は、当期支払額に含める。
- (5) 商法第 283 条第 1 項の承認により支給した役員賞与及び退職慰労金については別途記載する。使用人分の退職金の支払がある場合の記載は(1)に倣う。

2-12. 監査委員会の職務遂行のために必要な事項(特例会社のみ)

[記載方法の説明]

以下の各事項について記載する。各事項につき該当する内容がない場合には、その旨を記載する。なお(1)から(6)の項目ごとに説明する必要はなく、内容が網羅されていれば任意の形式でよい。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する使用人を置くかどうか、置くとした場合に、監査委員会専属の使用人を置くのか、他の部署に属する使用人に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせるのか、監査委員会の職務を補助する使用人を置く場合、何人置くのか等、取締役会で決議した事項の概要を記載する。

(2)前号(1)記載の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助する使用人を置くこととする場合に、当該使用人の他部署からの異動や他部署への異動について、監査委員会の同意に係らしめるのか否か、当該使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役の指揮命令権が及ぶものとするのか等、取締役会で決議した事項の概要を記載する。

(3)執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役が特例会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき(商法特例法第21条の14第5項)の他にも執行役の監査委員会に対する報告事項を設けるかどうか等、取締役会で決議した事項の概要を記載する。

(4)執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

執行役が取締役会から委任を受けた事項の決定を行う(商法特例法第21条の12第1号)場合に、当該決定をしたことについて、どのような形で記録として残し、その記録を何年間保存するのか等、取締役会で決議した事項の概要を記載する。

(5)損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

会社の業態に応じて生ずる可能性がある様々なリスクにつき、その発生を未然に防止するための手続・機構や、これが発生した場合の対処方法等を定めた社内規程の整備等、取締役会で決議した事項の概要を記載する。

(6)執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(1)から(5)までのいずれにも該当しないが、監査委員会の職務遂行のために必要な事項で取締役会の決議したものがあれば、その概要を記載する。

2-13. 取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針(特例会社のみ)

[記載方法の説明]

報酬委員会が決定する取締役及び執行役の個人別の報酬に関する方針を記載する。定款で取締役、執行役の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する定めを置いた場合には、取締役及び執行役の報酬等の記載(「2-11.」参照)と併せて記載することが考えられる。なお、結果的に、前年度と同一の方針になった場合には、直近の定時総会後に組織された新たな報酬委員会によって決定し直された方針として、前年度と同一である旨を記載することが考えられる。

2-14. 会計監査人に対する報酬等(連結特例規定適用会社のみ)

[記載方法の説明]

以下の各事項について記載する。ただし次の ~ (商法施行規則第105条第1項各号)に従って明確に区分することが困難な場合には、規定の趣旨に沿って区分の考え方を示した上で、明細を示して対応する。

連結特例規定適用会社の会計監査人である公認会計士または監査法人に、当該連結特例規定適用会社及びその子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(子法人等は、当該営業報告書を作成すべき決算期に係る連結損益計算書に記載すべきものに限る。)

の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき金額の合計額

の合計額のうち、連結特例規定適用会社が支払うべき会計監査人としての報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

[記載例]

	当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	万円
	の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	万円
	の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	万円

(記載上の注意)

- (1) の報酬等の合計額は、公認会計士法第2条第1項及び第2項に規定する業務に係る報酬等、その他会社が会計監査人に支払うその他の金銭・財産上の利益の合計額を記載する。
- (2) の報酬等の合計額には、商法特例法上の会計監査人監査に対する報酬等だけでなく、証券取引法上の監査に対する報酬等の額も含まれる。
- (3) の金額は、連結特例規定適用会社のみ商法特例法上の会計監査人監査に対する報酬等である。証券取引法上の監査に対する報酬等とは区分するのが規定の趣旨であるが、公認会計士または監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分できない場合には、合わせて開示し、その旨を注記することが考えられる。
- (4) 金額については、規定の趣旨と重要性の原則に基づいて記載し、少額のもの除外することも可能である。また、監査業務に伴う通常交通費、宿泊費、食事代等は、には含まれない。

[記載例の補足説明]

	監査報酬	非監査報酬
連結特例規定適用会社	A 商法特例法監査分(A 1) 証取法監査分(A 2)	B
子法人等	C	D

$$= A + B + C + D$$

$$= A + C$$

$$= A 1 \text{ (ただし商法特例法上の監査分と証券取引法上の監査分とを分けていない場合はAの金額で可。)}$$

上記の「監査報酬」()と「非監査報酬」との区分は、

() 商法施行規則上は、「当社及び子法人等が支払うべき報酬等のうち公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等」と「それ以外の報酬等」の区分となる。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年3月31日 内閣府令第28号)においては「監査契約に基づく監査証明に係る報酬」と「それ以外の報酬」の区分となる。

なお、「監査報酬」と「非監査報酬」の区分は、SEC規則上は「Audit Fees」と「Audit-Related Fees」「Tax Fees」「All Other Fees」の区分となるが、SEC規則に沿って会計監査人に対する報酬等を区分して開示している場合には、その旨を記載する。なお、商法上開示の求められていない子会社(子法人等に含まれていない海外子会社等)における監査報酬が含まれている場合があれば主な相違点を記載する。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

連結計算書類作成会社においては、計算書類作成会社の当該事項に代えて、企業集団の状況に関する事項を記載することができる。

[記載方法の説明]

決算期後、最終の決算期後、当該決算期に係る計算書類を会計監査人、監査役に提出するための取締役会開催時(特例会社の場合、執行役が会計監査人、監査委員会へ提出する時)までの間に生じた重要な開示後発事象を記載する。

重要な後発事象としては、次のようなものが考えられる。

火災、地震等による重大な損害の発生

多額の増資及び多額の社債の発行

重要な係争事件の発生または解決

主要な取引先の倒産(会社更生法、民事再生法の適用申請を含む。)

重要な自己株式の取得

[記載例]

決算期後、平成 年 月 日開催の取締役会において平成 年 月 日を払込期日とする一般募集(発行価額 1 株につき 円)により、普通株式 千万株を発行することを決議しました。

4. その他会社の状況に関する重要な事項

[記載方法の説明]

営業報告書には、上記「1.」～「3.」の記載事項に加えて、その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事項を記載することとなっている。当期に発生した重要な訴訟事件などが考えられるが、通常は、特に記載すべき事項はないと考える。

附属明細書

第1 共通の記載事項（すべての株式会社が附属明細書に記載すべき事項）

1. 資本金、資本剰余金並びに利益準備金及び任意積立金の増減

[記載例]

（資本金、資本剰余金並びに利益準備金及び任意積立金の増減明細書）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
(発行済株式) 資 本 金	(株)	(株)	(株)	(株)	
資本剰余金	資本準備金				
	その他資本剰余金				
	資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益				
利益剰余金	利益準備金				
	任意積立金				

（記載上の注意）

(1) 増減の理由を摘要欄に記載する。

(2) 数種の株式を発行している場合には、その旨を摘要欄に記載する。

2. 社債、社債以外の長期借入金及び短期借入金の増減

[記載例]

（社債の増減明細書）

銘 柄	発行総額	償還または転換額	未償還残高 (うち1年内償還予定額)	対前期末比較 増減額
			()	
			()	
計			()	

（記載上の注意）

(1) 発行価額、利率、担保、償還期限等の記載は任意とする。

(2) 新株予約権付社債については、新株予約権の行使価額、新株予約権を行使できる期間等を注記する。

[記載例]

(長期借入金の増減明細書)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年内返済予定額)
				()
				()
その他				()
計				()

(記載上の注意)

- (1) 主要な借入先ごとに記載し、その他は一括して記載する。借入先が多い場合には、金融機関、保険会社などの適当な区分により記載することができる。
- (2) 用途、担保及び償還期限の記載は不要である。

(短期借入金の増減明細書)

借入先	期末残高	対前期末比較増減額
その他		
1年内返済予定の長期借入金		
計		

(記載上の注意)

- (1) 主要な借入先ごとに記載し、その他は一括して記載する。借入先が多い場合には、金融機関、保険会社などの適当な区分により記載することができる。
- (2) 短期借入金については、期中の増減額を記載することは、実務的に極めて煩瑣である場合には、異常な取引がない限り、対前期末比較増減額を記載することで足りる。

3. 固定資産（投資その他の資産については長期前払費用に限る。）の取得及び処分並びに減価償却費の明細

[記載例]

(固定資産の取得及び処分明細書)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産				()				
	計							
無形固定資産								
	計							
投資その他の資産	長期前払費用							

注. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額である(直接控除形式の場合)。

(記載上の注意)

- (1) 重要な増減額がある場合にはその理由を脚注する。
- (2) 「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失を認識した場合には、財務諸表等規則を参考に、貸借対照表における表示(直接控除形式または間接控除形式)にあわせて以下のとおり記載する。

直接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その金額を内書き(かっこ書き)する。また、間接控除形式により表示する場合には、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書き(かっこ書き)して記載すること等が考えられる。

なお、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象外とされている、「研究開発費等に係る会計基準において定められている市場販売目的のソフトウェア」の評価損の処理についても、同様とする。

4.資産につき設定している担保権の明細

[記載例]

(担保権設定明細書)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
計				

(記載上の注意)

- (1)社債につき企業担保権を設定している場合はその旨を脚注する。
- (2)根抵当がある場合には、その極度額も併せて記載する。

5.保証債務の明細

[記載例]

(保証債務明細書)

被保証者	保証債務残高	被保証債務の内容
A 社		
B 社		
その他		
計		

(記載上の注意)

- (1)重要なものは会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。
- (2)保証類似行為（保証予約等）があれば注記する。

6.引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（貸借対照表に注記したものを除く）

[記載例]

(引当金明細書)

名 称	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高

(記載上の注意)

- (1)計上理由及び算定方法は脚注する。ただし、会計方針としてその計上理由及び額の算定の方法が貸借対照表に注記されている場合には、計上理由及び算定方法の記載は不要である。
- (2)法人税等充当額は記載する必要はない。
- (3)退職給付引当金について、貸借対照表にその増減額の記載がないものの財務諸表等規則第8条の13を踏まえた注記をしている場合、附属明細書において、貸借対照表に注記している旨を記載すれば、省略することができる。

7. 支配株主に対する債権及び債務の明細

[記載例]

(支配株主に対する債権及び債務明細書)

[支配株主名] _____

短期債権			長期債権		
売掛金	その他	計	貸付金	その他	計

短期債務			長期債務		
買掛金	その他	計	借入金	その他	計

(記載上の注意)

- (1)貸付金及び借入金については、必要に応じ、その条件を記載する。
- (2)重要な貸付金または借入金で、特別な回収または返済条件(期限・利率等)のものがある場合には、その内容を注記することが考えられる。

8. 各子会社が有する計算書類作成会社の株式の数

[記載例]

(子会社の有する計算書類作成会社の株式数明細書)

会 社 名	当該子会社の有する計算書類作成会社の株式の数
A 社	
B 社	
C 社	
D 社	
E 社	
その他	
計	

(記載上の注意)

重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。

9. 子会社に対する出資及び債権の明細

[記載例]

(子会社に対する出資及び金銭債権明細書)

出資・金銭 債権の 区分 会社名	期末出資残高			対前期末比較 増減額(株数)	短期金銭債権			長期金銭債権		
	株数	取得価額	帳簿価額		売掛金	その他	計	貸付金	その他	計
A 社				()						
B 社				()						
C 社				()						
D 社				()						
E 社				()						
その他				()						
計				()						

(記載上の注意)

- (1) 重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。
- (2) 出資に重要な増減がある場合はその理由を脚注する。
- (3) 小株式会社以外の株式会社の債権の明細については「子会社との間の取引の明細並びに子会社に対する債権及び債務の増減」の明細書ひな型により記載する。
- (4) 連結計算書類作成会社は、記載することを要しない。

10. 取締役、監査役（特例会社の場合は執行役）、または支配株主との間の取引等の明細

[記載例]

(取締役または監査役もしくは執行役・支配株主との取引明細書)

区 分	氏名または名称	取引内容	取引金額
取締役			
監査役 (または執行役)			
支配株主			

支配株主との間で営業取引が経常的に行われている場合には、次の様式による。

[記載例]

(支配株主との取引明細書)

支配株主名	取引の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高

11.取締役等に支払った報酬等(定款に取締役等の責任軽減や社外取締役の責任限定に関する規定を置いていない場合)

[記載例]

(報酬その他の職務遂行の対価[除:商法第283条第1項の役員賞与・退職慰労金])

区分	人数	当期支払額	摘要
取締役	人	円	使用人分給与・使用人分賞与を含む。別途、金銭でない報酬として社宅の提供あり。
監査役 (または執行役)	人	円	
計	人	円	

(記載上の注意)

- (1) 当期に使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与、使用人兼務執行役の使用人分給与・使用人分賞与の支払があった場合は当期支払額に含めた上で、その旨を摘要欄に記載する。または当期支払額に含めず、当該金額を摘要欄に記載する。執行役兼務取締役がいる場合には、それぞれの立場で区分掲記してもよいし、一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示することでも構わない。
- (2) 商法第269条第1項第3号の報酬中金銭でないものについては、金銭的価値を算定して当期支払額に含める。または当期支払額に含めず、当該金額を摘要欄に記載する。算定が困難な場合には摘要欄に簡潔にその内容を記載する。
- (3) 当期支払額に取締役または監査役(もしくは執行役)に報酬その他職務遂行の対価として付与された新株予約権の価額(新株予約権が無償で発行されている場合にはブラック・ショールズ式等により算出された理論値)を含んでいる場合には、その旨を摘要欄に記載する。
- (4) 商法第269条第1項及び第279条第1項の承認により支給した役員賞与の支払いがあった場合は、当期支払額に含める。
- (5) 商法第283条第1項の承認により支給した役員賞与、並びに退職慰労金については別途記載する。使用人分の退職金の支払がある場合の記載は(1)に倣う。

第2 通則的事項

1. 会計方針の変更の理由

貸借対照表または損益計算書に記載された会計方針の変更の旨と変更による増減額の注記がある場合には、その注記を補足するものとして記載しなければならない。

2. その他の事項

小株式会社以外の株式会社について、上記「第1 共通の記載事項(すべての株式会社が附属明細書に記載すべき事項)」の他、以下に説明する記載事項が定められているが、通常の場合においては、これらの事項以外に特に開示すべき事項はない。

第3 小株式会社以外の株式会社の特例

1. 担保として取得している自己株式及び親会社株式の明細

[記載例]

(担保取得した自己株式等明細書)

区 分	担保として取得している株式の数	取得の理由
自己株式	株	
親会社株式		

(記載上の注意)

- (1)取得の理由は、「貸付金の担保として」「営業取引の担保として」というように記載する。
- (2)根担保で取得している場合はその旨を脚注する。

2. リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有が売主に留保されているものの明細

[記載例]

(リース契約により使用する固定資産明細書)

資産の種類	資産の内容
機械・装置	製造設備、 製造設備ほか
工具・器具・備品	電子計算機ほか
その他	乗用車ほか

(記載上の注意)

リース契約により使用する固定資産の内容を記載する。重要でない資産については、一括して概括的な説明を記載する。

(割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細書)

資産の種類	資産の内容	代金未払額	所有権留保の事由
機械・装置	製造設備ほか	百万円	割賦払い
工具・器具・備品	事務用機器ほか		

(記載上の注意)

重要でない資産については、一括して記載する。

3. 株式の相互保有状況の明細

[記載例]

(四分の一超保有会社に対する出資明細書)

出資先	期 末 残 高			対前期末比較 増減株数	各社の有する計算書 類作成会社の株数
	株式数 (有限会社 の場合は、 「出資口 数」とする)	取得価額	帳簿価額		
A 社					
B 社					
C 社					
その他					
計					

(記載上の注意)

重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。

4. 子会社との間の取引の明細並びに各子会社に対する債権及び債務の増減

[記載例]

(子会社との取引の明細書)

子会社名	営業取引		営業取引以外の取引高
	売上高	仕入高	
A 社			
B 社			
C 社			
その他			
計			

(記載上の注意)

- (1)重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。
- (2)連結計算書類作成会社は、記載することを要しない。

(子会社に対する債権の明細書)

子会社名	短期債権		長期債権	
	期末残高	対前期末比較増減額	期末残高	対前期末比較増減額
A 社				
B 社				
C 社				
その他				
計				

(記載上の注意)

- (1)重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。
- (2)連結計算書類作成会社は、記載することを要しない。

(子会社に対する債務の明細書)

子会社名	短期債務		長期債務	
	期末残高	対前期末比較増減額	期末残高	対前期末比較増減額
A 社				
B 社				
C 社				
その他				
計				

(記載上の注意)

- (1)重要なものを会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。
- (2)連結計算書類作成会社は、記載することを要しない。

5.取締役及び監査役（特例会社の場合は取締役及び執行役）の兼務の状況の
明細（重要でないものを除く。）

[記載例]

（取締役・監査役または執行役の兼務明細書）

区分	氏名	兼務先会社名	兼務の内容	摘要
取締役			取締役	
			執行役	
			監査役	競合関係
			支配人	
			無限責任社員	
監査役 又は 執行役			取締役	
			執行役	
			監査役	
			支配人	
			無限責任社員	

（記載上の注意）

- (1)業務の内容が重要である場合(兼務先会社が取引上重要な会社であるか否か、当該取締役等が兼務先会社で重要な職務を担当するか否か等を考慮して判断する。)には、その旨を記載する。兼務先会社の総数を記載する必要はない。
- (2)兼務先会社が計算書類作成会社の営業と同一部類に属する営業を行っている場合には、その旨を摘要欄で明らかにする。

6. 販売費及び一般管理費の明細

[記載例]

(販売費及び一般管理費の明細書)

科目	金額	摘要
販売手数料		
荷造発送費		
広告宣伝費		
貸倒引当金繰入額		
役員報酬		
給料諸手当		
賃借料		
租税公課		
事務通信費		
交際費		無償の利益供与が含まれている
計		

(記載上の注意)

会計慣行に従い、財務諸表等規則ガイドラインによる販売費及び一般管理費の科目に準じて金額を記載する。

貸借対照表・損益計算書及び注記、連結貸借対照表・連結損益計算書及び注記

【大株式会社等である製造会社の場合】

第1 貸借対照表及び注記

貸借対照表

(平成××年×月×日現在)

(単位:百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	××××	流動負債	××××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	社債(1年以内に償還予定)	×××
製品	×××	未払費用	×××
半製品・仕掛品	×××	前受金	×××
原材料・貯蔵品	×××	預り金	×××
繰延税金資産	×××	その他	×××
その他	×××	固定負債	××××
貸倒引当金	×××	社債	×××
固定資産	××××	長期借入金	×××
有形固定資産	(×××	退職給付引当金	×××
建物・構築物	×××	役員退職慰労引当金	×××
機械・装置	×××	再評価に係る繰延税金負債	×××
工具・器具・備品	×××	その他	×××
土地	×××	負債合計	××××
建設仮勘定	×××	(資本の部)	
無形固定資産	(×××	資本金	×××
工業所有権	×××	新株式払込金又は新株式申込証拠金	×××
その他	×××	資本剰余金	×××
投資その他の資産	(×××	資本準備金	×××
投資有価証券	×××	その他資本剰余金	×××
子会社株式・出資金	×××	資本金及び資本準備金減少差益	×××
長期貸付金	×××	自己株式処分差益	×××
繰延税金資産	×××	利益剰余金	×××
その他	×××	利益準備金	×××
貸倒引当金	×××	任意積立金	×××
繰延資産	×××	利益積立金	×××
創立費	×××	当期末処分利益(当期末処理損失)	×××
		土地再評価差額金	×××
		株式等評価差額金	×××
		自己株式払込金又は自己株式申込証拠金	×××
		自己株式	×××
		資本合計	××××
資産合計	××××	負債及び資本合計	××××

注 1. 棚卸資産の評価方法及び評価基準

製品・半製品・仕掛品……………移動平均法による低価法

原材料・貯蔵品……………移動平均法による低価法

2. 有価証券及び出資金の評価方法及び評価基準

満期保有目的債券……………償却原価法(利息法)

子会社株式・出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のある有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない有価証券……………移動平均法による原価法

- 3 . 有形固定資産の減価償却方法……………定率法(ただし、平成××年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。)

有形固定資産の減価償却累計額 ×××百万円

- 4 . 無形固定資産の減価償却方法……………定額法

- 5 . 子会社に対する短期金銭債権 ×××百万円

 長期金銭債権 ×××百万円

 短期金銭債務 ×××百万円

 長期金銭債務 ×××百万円

- 6 繰延資産の償却方法……………創立費については每期均等額(5年)を償却しております。

- 7 . 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

 会計基準変更時差異(差益×××百万円)については、××年定額償却を行っております。

 過去勤務債務については、その発生時の従

業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(××年)により定額償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(××年)により、発生翌年度より定額償却しております。

役員退職慰労引当金・・・役員の退職慰労金の支給に備えるために内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。

8. 新株式払込金又は新株式申込証拠金は、平成×年×月×日を払込期日として、新株式×××千株(1株の発行価額×××円)の払込みによるものであります。

なお、平成×年×月×日付で×××百万円を資本金に、×××百万円を資本準備金にそれぞれ繰り入れる予定であります。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第×号に定める方法により算出

再評価を行った年月日・・・・・・・・平成×年3月31日

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

第2 損益計算書及び注記

損益計算書

(平成××年×月×日から平成××年×月×日まで)

(単位:百万円)

(経常損益の部)		
営業損益の部		
売上高		××××
売上原価	××××	
販売費及び一般管理費	×××	××××
営業利益(損失)		×××
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息・配当金	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
その他	×××	×××
経常利益(損失)		×××
(特別損益の部)		
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
特別損失		
火災損失	×××	×××
税引前当期純利益(損失)		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益(損失)		×××
前期繰越利益(損失)		×××
一定の目的のために留保した利益の当該目的に伴う取崩の額		×××
中間配当額		×××
中間配当に伴う利益準備金積立額		×××
その他当期純利益(損失)の額に加減すべき額		×××
当期末処分利益(当期末処理損失)		×××

注 1. 子会社との取引高

売上高 ××××百万円

仕入高 ××××百万円

営業取引以外の取引高 ×××百万円

2. 一株当たりの当期純利益 ××円××銭

第3 連結計算書類

1. 連結貸借対照表

連結貸借対照表
(平成××年×月×日現在)

(単位:百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	××××	流動負債	××××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	社債及び短期借入金	×××
有価証券	×××	その他	×××
棚卸資産	×××	固定負債	××××
繰延税金資産	×××	社債及び長期借入金	×××
その他	×××	退職給付引当金	×××
固定資産	××××	連結調整勘定	×××
有形固定資産	(×××	再評価に係る繰延税金負債	×××
無形固定資産	(×××	その他	×××
投資その他の資産	(×××	負債合計	××××
投資有価証券	×××	少数株主持分	×××
長期貸付金	×××	(資本の部)	
繰延税金資産	×××	資本金	×××
その他	×××	新株式払込金又は新株式申込証拠金	×××
貸倒引当金	×××	資本剰余金	×××
繰延資産	×××	利益剰余金	×××
創立費	×××	土地再評価差額金	×××
		株式等評価差額金	×××
		為替換算調整勘定	×××
		自己株式払込金又は自己株式申込証拠金	×××
		自己株式	×××
		資本合計	××××
資産合計	××××	負債、少数株主持分及び資本合計	××××

2. 連結損益計算書

連結損益計算書
(平成××年×月×日から平成××年×月×日まで)

(単位:百万円)

(経常損益の部)		
営業損益の部		
売上高		××××
売上原価	××××	
販売費及び一般管理費	×××	××××
営業利益(損失)		×××
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息・配当金	×××	
連結調整勘定償却額	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他の営業外収益	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
その他の営業外費用	×××	×××
経常利益(損失)		×××
(特別損益の部)		
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
特別損失		
火災損失	×××	×××
税金等調整前当期純利益(損失)		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
少数株主持分利益(損失)	×××	×××
当期純利益(損失)		×××

3.注記

【連結計算書類作成のための基本となる事項】

(1) 重要な会計方針

棚卸資産の評価方法及び評価基準…移動平均法による低価法

有価証券及び出資金の評価方法及び評価基準

満期保有目的債券……………償却原価法(利息法)

その他有価証券

市場価格のある有価証券……決算日の市場価格等に基づく時
価法(評価差額は全部資本直入法
により処理し、売却原価は移動平
均法により算定しております。)

市場価格のない有価証券……………移動平均法による原価法

固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法……定率法(ただし、平成××年4月1
日以降に取得した建物について
は定額法を採用しております。)

無形固定資産の減価償却方法……………定額法

繰延資産の償却方法……………創立費については每期均等額(5
年)を償却しております。

引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一
般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念
債権等特定の債権については個別に回収可能性
を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末
における退職給付債務及び年金資産の見込額に
基づき計上しております。

会計基準変更時差異(差益×××百万円)につ
いては、××年定額償却を行っております。

過去勤務債務については、その発生時の従業
員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(××

年)により定額償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(××年)により、発生翌年度より定額償却しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

全面時価評価法によっております。

連結調整勘定の償却の方法及び期間

年間で均等償却しております。

利益処分項目等の取り扱いに関する事項

連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

【連結貸借対照表関係注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 ×××百万円

【連結損益計算書関係注記】

(1) 一株当たりの当期純利益 ××円××銭

【重要な後発事象】

.....

(第1～第3に関する記載上の注意)

[個別と連結に関連する事項]

(1)有報提出大会社(商法施行規則第2条第1項第15号)は、商法施行規則第197条により貸借対照表、損益計算書または連結計算書類の用語または様式の全部または一部について、財務諸表等規則または連結財務諸表規則の用語または様式を用いることができる。

また、営業報告書を企業集団の状況について記載する場合などには、記載の順番について、連結貸借対照表等を先に、貸借対照表等を後に記載することも考えられる。

(2)注記の方法については、原則として、上記注記例のように、貸借対照表に記載すべき注記はその末尾に、損益計算書に記載すべき注記はその末尾に、それぞれ記載する方法が考えられるが、他の適当な箇所に記載する方法も可能である。

また、連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載すべき注記の方法についても同様であり、上記注記例のように、連結貸借対照表及び連結損益計算書の後に、注記事項だけをまとめて、連結計算書類作成のための基本となる事項の注記と連結貸借対照表及び連結損益計算書に関連する注記を記載する方法も可能である。

(3)有報提出大会社は、「子会社等に対する金銭債権」(商法施行規則第55条第3項)、「子会社の株式等」(同規則第73条第2項)、「支配株主等に対する金銭債務」(同規則第80条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。))、及び「子会社等との取引高」(同規則第97条第3項)について、それぞれ「関係会社」単位で記載または注記することができる。

なお、これらの規定のいずれかによって関係会社単位での記載または注記がなされた場合には、他の規定との関係でも関係会社単位での記載または注記が義務付けられることに留意する必要がある。

(4)記載金額については、商法施行規則第49条及び第157条により、円単位に代えて、千円単位または百万円単位をもって表示することもできる(但し、百万円単位をもって表示することができるのは、大株式会社等に限られる。)

また、四捨五入以外の方式で単位未満の端数を処理することもできると考えられ、端数処理の方法を注記することもできると考えられる。

(11)重要なリース取引の処理方法を記載する場合には、次のような注記を行う。

[記載例]
・重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(12)企業会計基準委員会実務対応報告第13号に基づいて、役員賞与をその発生した期に費用として処理した場合において、当期末後の株主総会でその役員への支給額を決議しようとするときには、費用処理した金額を引当金に計上した上で、次のような注記を行う。

[記載例]
・役員賞与引当金……………当期末後の株主総会において決議する
予定で、当期に発生した金額を計上しております。なお、当該引当金は商法
施行規則第43条に規定する引当金に
該当いたします。

(13)損益計算書に計上した「一定の目的のために留保した利益の当該目的に伴う取崩の額」の科目名については、当該留保金の性質等に鑑み、適宜分かりやすい名称を用いる必要がある。

(14)上記のほか、例えば、連結納税制度の適用や重要な後発事象など、貸借対照表または損益計算書（連結貸借対照表または連結損益計算書）により計算書類作成会社（企業集団）の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表または損益計算書（連結貸借対照表または連結損益計算書）に注記しなければならない。

[連結に固有の事項]

(1)連結計算書類の科目は、大幅に簡素化することが可能であるため、企業の実情に合わせて、適宜、工夫することができるが、科目の細分化が必要な場合には、各科目の詳細を区分掲記する。

例えば、「受取手形及び売掛金」を「受取手形」と「売掛金」に区分、「棚卸資産」を「製品」と「半製品・仕掛品」と「原材料」に区分、「支払手形及び買掛金」を「支払手形」と「買掛金」に区分、「社債及び短期借入金」を「短期借入金」と「社債(1年以内の償還)」に区分することもできる。

(2)連結財務諸表規則第 87 条及び平成 14 年の連結財務諸表規則の改正府令(平成 14 年内閣府令第 11 号)附則第 3 項は、金融庁長官が認めた場合、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(いわゆる米国 SEC 基準)によることを許容している。これを認められた連結財務諸表提出会社の作成すべき連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載すべき事項及びその記載方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、かかる米国 SEC 基準によることができる。この場合、準拠している用語、様式及び作成方法を注記する。また、その際には、連結貸借対照表等に記載または注記をすべき事項(商法施行規則において定められている事項)に相当するものを除くその他の事項は、その記載または注記を省略することができると考えられる。

(3)通常、「連結の範囲に関する事項」、「持分法の適用に関する事項」、「連結の範囲の変更」、「持分法の適用の範囲の変更」については、「重要な企業結合の状況」として営業報告書に一括して記載されることが考えられるが、かかる事項を営業報告書において記載しない場合には、次のような注記が必要になる。

[記載例]

・連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 3社

主要な連結子法人等の名称 (株)、 (株)、 (株)

(2) 主要な非連結子法人等の名称 (株)、 (株)

(連結の範囲から除いた理由)その資産、売上高、当期純損益及び
剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産及び
損益の状態の判断に関する合理的な判断を妨げない程度に重要
性の乏しいものであるため、連結の範囲から除外しています。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において保有しているにもかかわらず
子法人等としなかった会社の名称 (株)

(子法人等としなかった理由)……………

・持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子法人等の数 2社、持分法適用関連会社の
数 1社、主要な会社の名称 (株)

(2) 持分法を適用しない非連結子法人等及び関連会社のうち主要な
会社の名称 (株)、 (株)

(持分法を適用しなかった理由)当期純損益(持分に見合う額)及
び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除
いても連結貸借対照表等に重要な影響を与えないため、持分法の
対象から除外しています。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算におい
て所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の名称
×(株)

(関連会社としなかった理由)……………

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認めら
れる事項

……………

・連結の範囲の変更

当期より、売上高、利益、資産及び剰余金の重要性が高くなった
ため、(株)を連結の範囲に含めております。

・ 持分法の適用の範囲の変更
当期より、売上高、利益、資産及び剰余金の重要性が高くなったため、(株)を持分法の範囲に含めております。

(4) 連結子法人等の事業年度に関する事項を記載する場合には、次のような注記を行う。

[記載例]

・ 連結子法人等の事業年度等に関する事項
決算期が連結決算期と異なる(株)(月決算会社)は連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

(5) 連結会社間に会計方針の差異があり、かつ、適用している複数の会計方針の中で主なものがある場合等には、次のような注記を行うことも考えられる。

[記載例]

・ 棚卸資産の評価方法及び評価基準……主として移動平均法による低価法

(6) 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準を記載する場合には、次のような注記を行う。

[記載例]

・ 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益または費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) 連結決算期を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更に伴う連結会計年度の期間を連結貸借対照表等に注記しなければならない。

決算公告要旨

1. 大株式会社等の貸借対照表及び損益計算書の要旨

第 期決算公告		平成 年 月 日
		住所
		会社名
		代表取締役
貸借対照表（平成 年 月 日現在）の要旨 （単位 百万円または億円）		損益計算書の要旨（自平成 年 月 日 迄平成 年 月 日） （単位 百万円または億円）
流動資産 （例 現金預金 受取手形 売上債権 売掛金 棚卸資産 その他 貸倒引当金）	流動負債 （例 支払手形 短期借入金） 固定負債 （例 長期借入金 社 債） 引当金 負債合計	営業収益 営業費用 営業利益(損失) 営業外収益〔または 営業外損益〕 営業外費用〔または 営業外損益〕 経常利益(損失) 特別利益〔または 特別損益〕 特別損失〔または 特別損益〕 税引前当期純利益(損失) 法人税・住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益(損失) 前期繰越利益(損失) 一定の目的のために留保した利益の当該目的に伴う取崩の額 利益準備金減少額 中間配当額 中間配当に伴う利益準備金積立額 その他当期純利益(損失)の額に加減すべき金額 当期未処分利益(当期未処理損失)
固定資産 有形固定資産 （例 建物及び構築物 機械及び設備） 無形固定資産 投資その他の資産 （例 投資有価証券 子会社株式） 繰延資産	資本金 資本剰余金 （うち資本準備金） 利益剰余金 （うち利益準備金） 土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式 資本合計	
資産合計	負債・資本合計	
注 商法施行規則 92 条の差額 × × × 商法施行規則 93 条の超過額及び純資産額 × × ×		注 商法施行規則 102 条の一株当たり の当期純利益(または当期純損失) × × ×

2. 中株式会社の貸借対照表の要旨

<p>第 期決算公告</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 住 所 会社名 代表取締役</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表（平成 年 月 日現在）の要旨 （単位 百万円）</p>	
<p style="text-align: center;">流 動 資 産</p> <p style="text-align: center;">〔 例 現金預金 受取手形 売上債権 売掛金 棚卸資産 その他 貸倒引当金 〕</p> <p style="text-align: center;">固 定 資 産</p> <p style="text-align: center;">有形固定資産 〔 例 建物及び構築物 機械及び設備 〕</p> <p style="text-align: center;">無形固定資産 投資その他の資産 〔 例 投資有価証券 子会社株式 〕</p> <p style="text-align: center;">繰 延 資 産</p>	<p style="text-align: center;">流 動 負 債</p> <p style="text-align: center;">〔 例 支払手形 短期借入金 〕</p> <p style="text-align: center;">固 定 負 債</p> <p style="text-align: center;">〔 例 長期借入金 社 債 〕</p> <p style="text-align: center;">引 当 金</p> <p style="text-align: center;">負 債 合 計</p> <hr/> <p style="text-align: center;">資本金</p> <p style="text-align: center;">資本剰余金 （資本準備金）</p> <p style="text-align: center;">利益剰余金 （利益準備金） （当期純利益または当期純損失）</p> <p style="text-align: center;">土地再評価差額金 株式等評価差額金 自己株式</p> <p style="text-align: center;">資 本 合 計</p>
<p>資 産 合 計</p>	<p>負債・資本合計</p>
<p>注 商法施行規則 92 条の差額 × × × 商法施行規則 93 条の超過額及び純資産額 × × ×</p>	<p>注 商法施行規則 102 条の一株当たり の当期純利益（または当期純損失） × × ×</p>

3. 小株式会社の貸借対照表の要旨

第 期決算公告		
平成 年 月 日		
住 所		
会社名		
代表取締役		
貸借対照表（平成 年 月 日現在）の要旨		
（単位：百万円）		
	科 目	金 額
資 産 の 部	流 動 資 産	
	固 定 資 産	
	繰 上 延 資 産	
	合 計	
負 債	流 動 負 債	
	固 定 負 債	
	負 債 合 計	
資 本 及 び 資 本 の 部	資 本 金	
	資 本 剰 余 金	
	（資 本 準 備 金）	
	利 益 剰 余 金	
	（利 益 準 備 金）	
	（当期純利益または当期純損失）	
	株 式 等 評 価 差 額 金	
自 己 株 式		
	資 本 合 計	
	合 計	
注 商法施行規則 92 条の差額 × × ×		
商法施行規則 93 条の超過額及び純資産額 × × ×		

（記載上の注意）

- (1) 適宜の項目を記載した場合、各部の残高を「その他」として記載する必要はない。
- (2) 金額単位については、上記各例にかかわらず、会社の財産または損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、適切な単位をもって表示しなければならない。

・株主総会参考書類(議決権行使についての参考書類)

第1 一般的な議案

1. 総株主の議決権の数 個

(2. 参考事項[特例会社の場合])

2. 議案及び参考事項(3. 議案及び参考事項[特例会社の場合])

[記載例]

第1号議案 第〇期利益処分案承認の件

利益処分案は添付書類()のとおりであります。当期の期末配当金につきましては、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、昨年と同じく、1株につき3円とさせていただきます。

(記載上の注意)

- (1)商法施行規則第13条第1項第4号では「議案作成の方針」という文言を用いているが、あくまでも当期における配当についての説明であって、将来の方向づけまで説明する趣旨ではない。
- (2)特例会社の場合には、一定の条件を満たせば、利益処分案を総会に提出する必要はない(商法特例法第21条の31第1項。その場合には、「利益処分の件」利益処分内容及び理由」等、適切な見出しをつけて報告をする。)。議案を総会に提出する場合には、商法施行規則第16条第2項に基づき、議案作成の方針に加え、取締役会、会計監査人及び監査委員会(各委員の意見の付記を含む。)の意見の要旨を記載する。
- (3)任意積立金については、当該積立金の名称により、その内容が明らかであるため、特段それについての説明は不要である。なお、租税特別措置法上の準備金を利益処分によって繰り入れる場合には、利益処分案に「は、租税特別措置法の規定に基づくものであります」というように付記することが考えられる。

(4)役員賞与金については、商法第 283 条第 1 項に基づき株主総会で決議を行い、利益処分により、未処分利益の減少として会計処理する場合(利益処分案に役員賞与金を含める場合)と 発生時の費用として処理し、当該支給額を株主総会決議案とする場合(利益処分案とは別に商法第 269 条第 1 項及び商法第 279 条第 1 項に基づき議案とする場合)とがある。財務会計基準機構企業会計基準委員会における実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」では、 を適当であるとし、 を当面の間認めることとしている。

[記載例]

第 2 号議案 取締役 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役 名の選任をお願いします。

その候補者は次のとおりであります。

氏名	略歴	持株数	摘要
1 . A	生年月日 最近 5 力年間に おける略歴		他の会社の代表者であるときはその事実 会社との間に特別の利害関係がある場合にはその要旨 就任の承諾を得ていないときはその旨
2 . B			
3 . C			
... ..			

(記載上の注意)

- (1)候補者の氏名には、書面投票との関連もあり、番号を付しておくことが便宜である(参照)。
- (2)略歴欄には、最近 5 力年における略歴、また、それ以前に歴任した重要な役職等、株主が取締役候補者の取締役としての適格性を判断するために有用な情報があれば、これらを記載する。
- (3)候補者に社外取締役の候補者がいる場合には次のように記載する。

[記載例]

なお、取締役候補者C氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。

[記載例]

第3号議案 監査役 名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役 名の選任をお願いします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております(大会社・みなし大会社の場合)。

その候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者C氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります(大会社・みなし大会社の場合)。

(記載上の注意)

- (1)記載要領は取締役候補者と同じである。ただし、監査役の選任については、商法第275条ノ3の規定による監査役の意見があるときはその要旨を記載する。
- (2)監査役の選任に関する議案が、商法特例法第18条第3項に基づき監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨も記載する。
- (3)社外監査役の要件に該当する者がいるときは、その旨も記載する。

[記載例]

第4号議案 監査役補欠者 名予選の件

次期定時総会開催の時までの間に、法令に定める監査役の員数を欠くにいたる場合に備え、監査役補欠者 名の予選をお願いします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております(大会社・みなし大会社)。

その候補者は次のとおりであります。

(記載上の注意)

- (1) 監査役補欠者の予選に関する定款の定め(補欠者の任期を退任監査役の任期の満了すべきときまでとすること、 定時総会で補欠選任の効力は次期定時総会が開催されるまでとすること。)のある会社においては、監査役が法令または定款で定める員数を欠くに至った場合に備えて、定時総会において監査役の補欠者を予選することができる。この選任は、次期定時総会が開催されるまでの間、その効力を有する。補欠として予選された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでである。
- (2) 記載要領は取締役候補者と同じである。ただし、監査役補欠者の予選については、商法第 275 条ノ 3 の規定による監査役の意見があるときは、その要旨を記載する。
- (3) 監査役補欠者の予選に関する議案が、商法特例法第 18 条第 3 項に基づき監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨も記載する。
- (4) 監査役補欠者の予選は社外監査役の補欠者であるか否かを問わず、また取締役補欠者並びに特例会社の取締役補欠者及び社外取締役補欠者の選任も可能である。
- (5) 社外者である場合には、第 3 号議案同様のなお書きを記載する。

[記載例](特例会社を除く)

第 5 号議案 取締役及び監査役の報酬改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、 年 月 日開催の第 回(期)定時総会の決議で、取締役については「月額 万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬を含まない。)」、監査役については「月額 万円以内」となり今日に及んでいますが、その後の経済情勢等諸般の事情を勘案して、これを取締役については「月額 万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分報酬を含まない。)」、監査役については「月額 万円以内」にそれぞれ改定いたしたいと存じます。

(記載上の注意)

- (1)取締役または監査役の報酬額をそれぞれ総額で定める場合には、取締役または監査役の員数を記載する。
- (2)使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない場合には、その旨を議案において明記する。
- (3)監査役の報酬については、商法第 279 条第 3 項の規定による監査役の意見がある場合には、その要旨を記載する。
- (4)報酬において、商法第 269 条第 1 項第 2 号及び第 269 条第 2 項に基づき「額の確定しないもの」を定める場合には、その具体的な算定方法及び不確定額の報酬とすることが相当であることの理由を記載する。例えば、上記後段を次のように記載する。

[記載例]

...これを取締役については「確定額の枠として月額 万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分報酬を含まない。)、不確定額の枠として、のため、 期の当期利益の %以内を翌期の月額換算額と定めた変動枠(上限 万円下限 0 円)とし、その合計額」に改定いたしたいと存じます。

- (5)報酬において、商法第 269 条第 1 項第 3 号及び第 269 条第 2 項に基づき「金銭にあらざるもの」を定める場合には、その具体的な内容及び金銭以外のものを報酬として付与することが相当であることの理由を記載する。たとえ供与した社宅について家賃の差額が明らかな場合であっても、報酬として行われている社宅の無償または低額の家賃での供与については、商法第 269 条第 1 項第 1 号ではなく同第 3 号に該当する。なお、平成 15 年 4 月施行の改正商法以前より報酬ではなく、職務執行に要するものとして行われてきた社宅や社用車の供与などについては、商法第 269 条第 1 項第 1 号、同第 3 号のいずれにも該当しない。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の付与は、同第 3 号の「金銭にあらざるもの」に該当しない。

[記載例]

第 6 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 A、B、C の各氏及び監査役の D 氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の経歴は次のとおりであります。

氏名	経歴	
A	}	
B		(取締役就任後の主な経歴を記載する。)
C		
D	(監査役就任後の主な経歴を記載する。)	

(記載上の注意)

- (1)上記の議案は退職慰労金の額の決定を取締役、監査役その他株主総会以外の者に一任するものであるが、その決定のための基準を記載した書面を本店において株主の閲覧に供している場合、電磁的記録にあっては当該電磁的記録に記録された情報の内容を商法施行規則第 7 条に定める方法により表示したものを閲覧に供している場合には、その基準の内容は参考書類に記載する必要はない。
- (2)監査役の退職慰労金について監査役の意見があるときは、その要旨を記載する。
- (3)取締役・監査役の損害賠償責任軽減に関する決議があったとき、または社外取締役が商法第 266 条第 19 項の契約により同項の限度内で責任を負ったときは、商法第 266 条第 10 項・第 16 項・第 23 項、第 280 条第 1 項に規定する承認の決議に関する議案についての参考書類には、その取締役または監査役に与える退職慰労金もしくは退職手当の額または財産上の利益の内容を記載しなければならない。特例会社の場合の取締役、執行役についても同様である。

[記載例：候補者が監査法人である場合]

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である 監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに 監査法人を 年度の会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております(大会社・みなし大会社)。

監査法人の事務所及び沿革は次のとおりであります。

事務所 東京都 区 町 丁目 番号

沿革 年 設立

年 法人と提携

(記載上の注意)

- (1)商法特例法第6条の3の規定による会計監査人の意見があるときはその要旨を記載する。
- (2)会計監査人の選任議案が監査役会の請求により提出されたものである場合には、その旨を記載する(ただし、大株式会社・みなし大株式会社のみ[商法施行規則第14条第3項])。
- (3)大株式会社、特例会社及びみなし大株式会社の場合、会計監査人が商法特例法第6条の2の規定に基づき監査役の全員一致(商法特例法第18条の3)による監査役会の決議(特例会社の場合は監査委員会の決議)をもって解任された後、最初に招集される株主総会に関する参考書類には、監査役会が選任した監査役(特例会社の場合は監査委員会が指名した監査委員)が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載しなければならない(商法施行規則第20条)。
- (4)候補者が公認会計士であるときは、上記記載例のうち、その事務所及び沿革の部分に代えて、その氏名、事務所、生年月日及び略歴を記載する。
- (5)会計監査人は、任期到来に係る定時総会において別段の決議がされなかつ

たときは、その総会において再任されたものとみなす(商法特例法第 5 条の 2 第 2 項)。

[記載例]

第 号議案 自己株式取得の件

のため、商法第 210 条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時総会終結の時までに、当社普通株式を 万株、取得価額の総額 億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

(記載上の注意)

(1)上記の議案のうち、「 のため」の部分には、自己株式取得の理由を記載する。なお、平成 15 年の商法改正に基づき、定時総会の枠外での取得(定款により授権された取締役会の決議による取得)については、次期定時総会において自己株式の買受けを必要とした理由、買い受けた株式の種類、数、取得価額の総額を報告する(商法第 211 条ノ 3 第 4 項)。報告すべき事項については営業報告書にも記載する。

(2)特定の株主から買い受ける場合は、次のように記載する。

[記載例]

商法第 210 条に基づき、本総会終結の時から次期定時総会終結の時までに、株主の 氏から当社普通株式を 万株、取得価額の総額 億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。あわせて本議案については、 氏以外の株主から商法第 210 条第 7 項に基づき、取締役に対して本総会の 5 日前までに書面をもって売主に自己を加えるよう請求があった場合には、上記株数、取得価額の範囲内においてその株主からの取得を追加することについて、ご承認をお願いいたします。

第2 上記以外の議案についての参考事項の記載方法

1. 貸借対照表または損益計算書の承認に関する議案の場合

[記載例]

第 号議案 貸借対照表及び損益計算書(あるいはいずれか一方)の承認に関する議案

(記載上の注意)

- (1)大株式会社等以外の会社においては、取締役会及び監査役の意見の要旨を記載する。
- (2)大株式会社・みなし大株式会社において、取締役会及び会計監査人の意見並びに監査役会の意見(各監査役の意見の付記を含む。)の要旨を記載する。
- (3)特例会社においては、取締役会・会計監査人の意見、監査委員会の意見(各監査委員の意見の付記を含む。)の要旨を記載する。
- (4)大株式会社・みなし大株式会社・特例会社において、各会計監査人の監査報告書に貸借対照表・損益計算書が法令及び定款に従い、計算書類提出会社の財産及び損益の状態を正しく表示したものである旨の意見の記載があり、かつ、監査役会(特例会社においては監査委員会)の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査結果を相当でないと認めた旨の記載がない場合には(各監査役・監査委員の付記にもその旨の記載がないことが必要。)、取締役会の承認を受けて定時総会に提出された貸借対照表・損益計算書については、取締役がその内容を報告すれば足り、定時総会の承認は不要である。
- (5)大株式会社・みなし大株式会社・特例会社において、貸借対照表、損益計算書及び利益処分案(または損失処理案)につき、取締役会と監査委員会あるいは会計監査人との間に意見の相違がある場合には、貸借対照表・損益計算書は取締役会の承認では確定せず、取締役会は、商法第 283 条第 1 項に基づき、株主総会において貸借対照表・損益計算書の承認を得る必要がある。

2. 定款変更議案の場合

定款変更議案の場合は、招集通知等において次のような記載が必要となる。

(1) 招集通知

[記載例]

第 号議案 定款一部変更の件

(議案の要領は、参考書類 頁に記載のとおりであります。)

(2) 株主総会参考書類(議決権行使に関する参考書類)

[記載例]

第 号議案 定款一部変更の件

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案	変更の理由

(記載上の注意)

取締役の責任軽減または社外取締役の責任限定に関する定款変更議案を提出する場合には、監査役全員一致による監査役会の決議(商法特例法第18条の3第1項)が必要であることから、かかる全員一致の決議または同意が得られている旨(委員会等設置会社の場合には、各監査委員の同意が必要。株式会社の監査等に関する商法の特例に関する施行令第1条第3項)を記載することが考えられる。

3. 株主提案の場合

株主提案による議案がある場合には、招集通知等において次のような記載が必要となる。

(1) 招集通知

(イ) 会議の目的たる事項

株主提案のうち会社提案にないもの(追加提案)は、会議の目的たる事項に記載する。

[記載例]

第 号議案(株主提案) に関する件
(議案の要領は参考書類 頁に記載のとおりであります。)

(ロ) 株主提案による議案の要領

株主の追加提案、反対提案もしくは修正提案がある場合には、その議案の要領を記載する。

【追加提案の場合】

[記載例]

第 号議案は株主提案によるもので、提案の内容は次のとおりであります。

【反対提案及び修正提案の場合】

[記載例]

第 号議案の会社提案に対し、株主より反対(修正)提案がされており、その提案の内容は次のとおりであります。

(2) 株主総会参考書類(議決権行使に関する参考書類)

(イ) 株主提案については、株主提案である旨、提案者の議決権の個数、議案に対する取締役会の意見を記載する。

(ロ) 株主より 400 字以内の提案理由を記載した書面または記録した電磁的記録が株主総会の会日の 8 週間前までに提出されているときは、その理由または要旨を記載する(あくまでも要旨であって実質的部分が欠落することは許されない。)。

(ハ) 2 以上の株主から提出された同一趣旨の提案理由は、これをまとめて記載することができる。この場合においては、その 2 以上の株主から提案があった旨を付記する。

[記載例]

株主 3 名(その議決権の数はそれぞれ 個、 個、 個。)から同一の趣旨の提案が出されており、その要旨は次のとおりであります。

(記載上の注意)

提案者の氏名は、売名行為に使われるおそれもあるので記載を要しないこととされている。

(二)議案が取締役、監査役(または会計監査人)の選任に関するものである場合において、候補者の氏名、生年月日、略歴等、商法施行規則第13条第1項第1号に定める事項を記載した書面等が株主総会の会日の8週間前までに提出されているときは、その内容を記載する。

4. その他の場合

(1)本ひな型では、取締役・監査役の解任、株式交換契約書の承認、株式移転に係る事項の承認、分割計画書の承認、分割契約書の承認、合併契約書の承認、営業の全部または重要な一部の譲渡の承認、資本金減少、法定準備金減少、会計監査人の選任または不再任の場合及びストック・オプション付与等における株主総会参考書類の記載方法については記載していない。

(2)「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」(以下「委任状勧誘府令」という。)により、株主総会参考書類を作成する場合には、委任状勧誘府令と商法施行規則の双方の規定を満足するように記載する必要がある。

(3)監査役の辞任後、その辞任した監査役がその理由、意見を述べる場合(商法第275条ノ3ノ2)、最初の総会に提出する参考書類に下記を記載する(商法施行規則第19条)。

監査役の辞任の理由の要旨

監査役の意見の要旨

(4)監査役が、提出議案その他が法令・定款違反、または著しく不当と認める場合(商法第275条)、その監査役の意見の要旨を記載しなければならない。

なお、委員会等設置会社の場合には、監査委員の取締役会における報告でまかなわれることになるため、記載は必要ない。

(5)同一の株主総会に関して株主に提供されるもののうち、他の書類に記載され

ている事項及び電磁的方法(商法第 130 条第 3 項の電磁的方法をいう。)により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、株主総会参考書類にすべき記載を省略することができる。

(6) 株主総会参考書類(議決権行使に関する参考書類)には、商法施行規則第三章第二節第一款で定めるもののほか、取締役会が株主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

議決権行使書面

A 議決権行使書		F (お願い等)
B (本文)	C (議案及び賛否)	
(株主の) 住所 氏名 (株主番号)		株式会社
E お届け印		D2(議決権数等)
D1 議決権数 個		

1. 規格(大きさ)

返送部分がはがき大とする。

2. タイトル(A)

「議決権行使書」とする。

3. 本文(B)

[記載例]

私は、 年 月 日開催の 株式会社第 回(期)定時株主総会に付議される各議案に対し、右記(賛否を 印で表示)のとおり議決権を行使します。
継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。

年 月 日

4. 議案及び賛否の表示方法(C)

【株主提出議案がない場合】

[記載例]

* 以下の欄に賛否をご記入(印で表示)ください。

第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否

(ご注意)

議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出議案につき賛成の表示があったものとして取り扱います。

【株主提出議案がある場合】

[記載例]

* 以下の欄に賛否をご記入(印で表示)ください。

第1号議案	会社提出原案に対し	賛	否
第2号議案	会社提出原案に対し	賛	否
	株主提出原案に対し	賛	否
第3号議案	株主提出原案に対し	賛	否

(ご注意)

議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成、株主提出原案に対し反対の表示があったものとして取り扱います。

(記載上の注意)

- (1) 議決権行使書面には、各議案について株主が賛否の意思表示ができるようにする(商法施行規則第24条第1項)。商法施行規則第24条第1項ただし書は、棄権の欄を設けることは妨げないとしているが、棄権は実質上、会社提案に反対するということであり、棄権の意見を聞く意味に乏しいと考える。[記載例]の第2号議案は、会社提出原案と株主提出原案とを同号の議案としてまとめているが、同じ課題についての議案であっても株主提案の議案を別

号議案とすることもできる。

(2)取締役、監査役または会計監査人の選任議案において、その候補者が2名以上であるときは、各候補者について賛否の意思表示を記載できるようにする(商法施行規則第24条第2項)。例えば次のように空欄を設け、ここに選任を否とする候補者の氏名または参考書類に付した番号を記載できるようにする。

【株主提出議案がない場合】

[記載例]

* 以下の欄に賛否をご記入(印で表示)ください。

第 号議案	賛	否	(ただし候補者のうち	を除く。)
-------	---	---	------------	-------

(ご注意)

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成の意思表示をしたものとして会社は取り扱います。
- (2) 第 号議案の一部の候補者につき否とされる場合は、「賛」に 印を表示の上、当該候補者の番号(「招集ご通知」添付の参考書類記載の候補者番号)を但書欄にご記入ください。

【株主提出議案がある場合】

[記載例]

* 以下の欄に賛否をご記入(印で表示)ください。

第 号議案	会社提出原案に対し	賛	否	
	(ただし候補者のうち			を除く。)
	株主提出原案に対し	賛	否	
	(ただし候補者のうち			を除く。)

(ご注意)

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、会社提出原案につき賛成、株主提出原案につき反対の意思表示をしたものとして会社は取り扱います。
- (2) 第 号議案の一部の候補者につき否とされる場合は、「賛」に 印を表示の上、当該候補者の番号(「招集ご通知」添付の参考書類記載の候補者番号)を但書欄にご記入ください。

5 . 議決権数(D)

[記載方法の説明]

株主番号及び株主が行使できる議決権数(個数)等を記載する。単元株制度を採用する会社の場合、議決権数は、種類ごとに何株につき1個となるのかを表示することが望ましい。

例えば、単元のくくりが100株の場合、D2欄に以下のように記載をする。

[記載例]	
株主番号	
議決権個数	170 個
(基準日現在の所有株式数	17,030 株)

6 . 押印欄(E)

[記載方法の説明]

押印欄を設ける(商法施行規則第26条)。押捺される印は届出印である必要はないため、会社に対して印鑑照合を義務付けるものではない。この押印は、株主が自分の意思で書面投票したことを証することになる。

7. お願い等(F)

【電磁的方法による議決権行使を認めない場合】

[記載例]

1. 株主総会にご出席の際には、左の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、左の議決権行使書に賛否を表示され、ご捺印のうえ、 年 月 日までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法による議決権行使を認める場合】

[記載例]

1. 株主総会にご出席の際には、左の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使下しますようお願い申し上げます。

(1) 郵送による方法

左の議決権行使書に賛否を表示され、ご捺印のうえ、 年 月 日までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる方法

パソコンで「議決権行使サイト(<http://www. . .>)」にアクセスしてください。

画面の案内にしたがって下記の議決権行使コード、議決権行使パスワードを入力してください。

画面の案内に従い、 年 月 日(会日の前日)の午後 5 時(注：営業終了時間など合理的な時間)までに議決権を行使してください。

3. 「2.」で株主様が郵送による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、インターネットによる方法の議決権行使を株主様の意思表示として会社は取り扱います。

または、

3. 「2.」で株主様が議決権行使を複数回された場合には、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取り扱います。

または、

3. 「2.」で株主様がインターネットによる方法で複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として会社は取り扱います。

4. 「2.」で株主様が郵送による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として会社は取り扱います。ただし、両方が同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして会社は取り扱います。

議決権行使コード

議決権行使パスワード

・ 監査役会監査報告書

1. 監査報告書

[記載例]

監査報告書

当監査役会は、平成××年×月×日から平成××年×月×日までの第××期営業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役からの監査の方法及び結果についての報告に基づき協議した結果、次のとおり報告いたします。

・ 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会に出席し、その他の重要な会議に必要なに応じて出席するほか、随時取締役及び使用人から営業の報告を聞き、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況の調査を行いました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

・ 監査の結果

1. 会計監査人 監査法人(または公認会計士 氏)の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
2. 営業報告書の会計に関する部分以外の部分は、法令・定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
4. 附属明細書の会計に関する部分以外の部分は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
5. 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

平成×年×月×日

株式会社監査役会

常任監査役(常勤) 印

常任監査役(常勤) 印

監査役 印

監査役 印

(自署)

(注) 監査役〇〇〇〇は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

(記載上の注意)

- (1) 監査役会が定めた具体的な監査の方針や監査業務の分担がある場合には、その概要を記載することが考えられる。
- (2) 附属明細書の会計に関する部分以外の部分について不実記載等があった場合には、その旨を記載する。
- (3) 競業取引、利益相反取引、無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引、自己株式の取得及び処分または株式失効の手続について取締役の義務違反があった場合には、その旨を記載する。
- (4) 記載事項 1 ~ 5 に関して、異なる監査意見がある場合には、その意見を各事項の記載中にただし書きとして簡潔に記載する。
- (5) 重要な後発事象で、営業報告書及び会計監査人の監査報告書に記載されていないものを記載する。
- (6) 子会社に対して営業報告を求めた場合、その業務、財産の状況を調査した場合には、その方法と結果を記載する。

2. 連結計算書類に係る監査報告書

[記載例]

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成××年×月×日から平成××年×月×日までの第××期連結会計年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）に関し、各監査役からの監査の方法及び結果についての報告に基づき協議した結果、次のとおり報告いたします。

・ 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について、取締役等及び会計監査人から報告を聞き、監査を行いました。

・ 監査の結果

会計監査人 監査法人（または公認会計士 氏）の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成×年×月×日

株式会社 監査役会

監査役（常勤）

監査役（常勤）

監査役

監査役

（注）監査役〇〇〇〇は、商法特例法第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。

（記載上の注意）

- (1)各監査役が、商法特例法第 19 条の 3 第 1 項の規定により、子会社もしくは連結子会社に対して、会計に関する報告を求めた場合、または、その業務、財産の状況を調査した場合には、その方法と結果を記載する。
- (2)連結計算書類作成会社またはその子法人等の取締役その他業務を執行する役員から、重要な後発事象の報告がある場合には、会計監査人の監査報告書に記載されていないものを記載する。
- (3)連結計算書類に係る監査役会の監査報告書については、法令上、署名押印を必要とする規定はないので、署名押印を省略することもできる。

・ 特例会社監査報告書

1. 監査報告書

[記載例]

監査報告書

当監査委員会は、平成××年×月×日から平成××年×月×日までの第××期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行に関する監査の結果につき、協議した結果、次のとおり報告いたします。

・ 監査委員会の監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる取締役会決議の内容を監査し、かつ監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役及び使用人から職務の執行に関する事項の報告を受けまたは聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

・ 監査の結果

1. 会計監査人 監査法人（または公認会計士 氏）の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
2. 営業報告書の会計に関する部分以外の部分は、法令・定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 監査委員会の職務遂行のために必要なものとして、商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項について、取締役会が決議した内容は、相当であると認めます。
4. 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
5. 附属明細書の会計に関する部分以外の部分は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
6. 取締役または執行役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

平成×年×月×日

株式会社 監査委員会

監査委員 印

監査委員 印

監査委員 印

(自署)

(注) 監査委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、商法特例法第 21 条の 8 第 4 項ただし書き及び同法第 1 条の 3 第 1 項第 2 号に定める社外取締役であります。

(記載上の注意)

- (1) 監査委員会の監査の方法の概要において、商法特例法第 21 条の 7 第 1 項第 2 号及び商法施行規則第 193 条に掲げる取締役会決議に基づき構築された内部統制システムを監視・検証した旨を記載することが考えられる。
- (2) 監査委員会が定めた具体的な監査の方針や監査業務の分担がある場合には、その概要を記載することが考えられる。
- (3) 附属明細書の会計に関する部分以外の部分について不実記載等があった場合には、その旨を記載する。
- (4) 競業取引、利益相反取引、無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引、自己株式の取得及び処分または株式失効の手続について取締役または執行役の義務違反があった場合には、その旨及び各事項ごとに監査の方法の概要を記載する。
- (5) 記載事項 1～6 に関して、異なる監査意見がある場合には、その意見を各事項の記載中にただし書きとして簡潔に記載する。
- (6) 重要な後発事象で、営業報告書及び会計監査人の監査報告書に記載されていないものを記載する。
- (7) 監査委員会が指名する監査委員が、子会社に対して営業報告を求めた場合、または、その業務、財産の状況を調査した場合には、その方法と結果を記載する。

2. 連結計算書類に係る監査報告書

[記載例]

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成××年×月×日から平成××年×月×日までの第××期連結会計年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）に関し、協議した結果、次のとおり報告いたします。

・ 監査委員会の監査の方法の概要

監査委員会は、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について、執行役等及び会計監査人から報告を聞き、検証いたしました。

・ 監査の結果

会計監査人 監査法人（または公認会計士 氏）の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成×年×月×日

株式会社 監査委員会

監査委員

監査委員

監査委員

（注）監査委員〇〇〇〇及び〇〇〇〇は、商法特例法第21条の8第4項ただし書き及び同法第1条の3第1項第2号に定める社外取締役であります。

（記載上の注意）

- (1) 監査委員会が指名した監査委員が、商法特例法第21条の10第2項の規定により、子会社もしくは連結子会社に対して、会計に対する報告を求めた場合、または、その業務、財産の状況を調査した場合には、その方法と結果を記載する。
- (2) 連結計算書類作成会社またはその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から、重要な後発事象の報告がある場合には、会計監査人の監査報告書にあるものを除いた事実を記載する。
- (3) 連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書についても、法令上、署名押印を必要とする規定はないので、署名押印を省略することもできる。

以上